

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第二十五号

平成十四年七月十七日(水曜日)

午前九時三十七分開議

出席委員

- 委員長 森 英介君
- 理事 鴨下 一郎君
- 理事 長勢 甚遠君
- 理事 釘宮 馨君
- 理事 福島 豊君
- 理事 岡下 信子君
- 理事 北村 誠吾君
- 理事 後藤田正純君
- 理事 自見庄三郎君
- 理事 田村 憲久君
- 理事 竹本 直一君
- 理事 西川 京子君
- 理事 松島みどり君
- 理事 宮澤 洋一君
- 理事 家西 悟君
- 理事 加藤 公一君
- 理事 金田 誠一君
- 理事 土肥 隆一君
- 理事 水島 広子君
- 理事 榎屋 敬悟君
- 理事 小沢 和秋君
- 理事 阿部 知子君
- 理事 野田 毅君

- 鈴木 俊一君
- 野田 聖子君
- 山井 和則君
- 佐藤 公治君
- 上川 陽子君
- 北村 直人君
- 佐藤 勉君
- 田中 和徳君
- 竹下 亘君
- 棚橋 泰文君
- 堀之内久男君
- 三ッ林隆志君
- 吉野 正芳君
- 大島 敦君
- 鍵田 節哉君
- 五島 正規君
- 三井 辨雄君
- 江田 康幸君
- 樋高 剛君
- 瀬古由起子君
- 中川 智子君
- 川田 悦子君

- 厚生労働大臣 坂口 力君
- 厚生労働副大臣 狩野 安君
- 厚生労働大臣政務官 田村 憲久君
- 政府参考人(文部科学省大臣官房審議官) 上原 哲君
- 政府参考人(厚生労働省大臣官房審議官) 鈴木 直和君

第一類第七号

厚生労働委員会議録第二十五号

平成十四年七月十七日

政府参考人(厚生労働省医政局長) 篠崎 英夫君
 政府参考人(厚生労働省健康局長) 下田 智久君
 政府参考人(厚生労働省健康局国立病院部長) 河村 博江君
 政府参考人(厚生労働省医薬局食品保健部長) 尾崎 新平君
 政府参考人(厚生労働省労働基準局長) 日比 徹君
 政府参考人(厚生労働省職業能力開発局長) 澤田陽太郎君
 政府参考人(厚生労働省労働雇用均等・児童家庭局長) 岩田喜美枝君
 政府参考人(厚生労働省社会・援護局長) 眞野 章君
 政府参考人(厚生労働省老健局長) 堤 修三君
 政府参考人(厚生労働省保険局長) 大塚 義治君
 政府参考人(国土交通省大臣官房審議官) 松本 守君
 厚生労働委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動

- 七月十七日
- 辞任 木村 義雄君 補欠選任 田中 和徳君
 谷津 義男君 北村 直人君
- 同日 北村 直人君 補欠選任 谷津 義男君

田中 和徳君 木村 義雄君

七月十七日
 ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案(鍵田節哉君外九名提出、第百五十一回国会衆議院第四九号)
 は委員会の許可を得て撤回された。
 同月十二日
 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(松本龍君紹介)(第六五四八号)
 同(小泉俊明君紹介)(第六六〇八号)
 同(山名靖英君紹介)(第六六四八号)
 介護保険制度の改善に関する請願(福井照君紹介)(第六五四七号)
 重度障害者のケアハウス設置に関する請願(福井照君紹介)(第六五四八号)
 重度障害者の障害基礎年金増額に関する請願(福井照君紹介)(第六五四九号)
 障害者雇用率引き上げ及び職域開発に関する請願(福井照君紹介)(第六五〇号)
 障害者の医療制度改善に関する請願(福井照君紹介)(第六五五一号)
 人工呼吸器を必要とする脊髄損傷者に関する請願(福井照君紹介)(第六五五二号)
 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(福井照君紹介)(第六五五三号)
 日常生活用具の意志伝達装置の支給対象者拡大に関する請願(福井照君紹介)(第六五五四号)
 ベンチレーターを必要とする脊髄損傷者が社会参加するための環境整備に関する請願(福井照君紹介)(第六五五五号)
 無年金障害者の解消に関する請願(福井照君紹介)(第六五五六号)

労災遺族年金支給制度及び要件の改善に関する請願(福井照君紹介)(第六五五七号)
 労働者災害補償保険法の改善に関する請願(福井照君紹介)(第六五五八号)
 雇用対策と失業者支援の強化に関する請願(重野安正君紹介)(第六五五九号)
 国保・介護制度の拡充に関する請願(藤木洋子君紹介)(第六五九九号)
 介護保険の在宅介護利用料の引き下げ等緊急改善に関する請願(藤木洋子君紹介)(第六六〇〇号)
 高齢者のホームづくりに関する請願(小沢和秋君紹介)(第六六二二号)
 社会保障を拡充し、将来への安心と生活の安定に関する請願(武正公一君紹介)(第六六四七号)
 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(佐藤樹君紹介)(第六六四九号)
 同(古賀誠君紹介)(第六六五二号)
 総合的難病対策の早期確立に関する請願(山名靖英君紹介)(第六六五〇号)
 支援費支給制度移行に伴い、障害者施策の緊急改善に関する請願(小沢和秋君紹介)(第六六七五号)
 抗がん剤治療の問題点改善に関する請願(青山二三君紹介)(第六六七六号)
 は本委員会に付託された。

七月十五日
 医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道鶴居村議会)(第七〇二二号)
 医療制度の抜本改革反対に関する意見書(広島県因島市議会)(第七〇二三号)
 神奈川県地方最低賃金改定に関する意見書(神奈川県葉山町議会)(第七〇二四号)

介護保険制度の改善に関する意見書(秋田市議
会)(第七〇一五号)
介護保険制度の改善に関する意見書(埼玉県川
口市議会)(第七〇一六号)
がん等治療の早期認可及び患者負担の軽減等
に関する意見書(神戸市議会)(第七〇一七号)
救急救命士の早期処置拡大に関する意見書(埼
玉県議会)(第七〇一八号)
健保三割負担や高齢者窓口負担の大幅引き上げ
などの中止に関する意見書(三重県藤原町議会)
(第七〇一九号)
健康保険八代総合病院の存続・拡充に関する意
見書(熊本県議会)(第七〇二〇号)
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等
の普及に関する意見書(北海道北広島市議会)
(第七〇二二号)
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等
の普及に関する意見書(福島県議会)(第七〇二
二号)
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等
の普及に関する意見書(埼玉県蓮田市議会)(第
七〇二三号)
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等
の普及に関する意見書(鳥取県米子市議会)(第
七〇二四号)
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等
の普及に関する意見書(山口県長門市議会)(第
七〇二五号)
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等
の普及に関する意見書(高知市議会)(第七〇二
六号)
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等
の普及に関する意見書(大分県別府市議会)(第
七〇二七号)
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等
の普及に関する意見書(大分県日出町議会)(第
七〇二八号)
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等
の普及に関する意見書(宮崎県北郷町議会)(第

七〇二九号)
国民の健康、食品の安全性を確保するための法
整備等に関する意見書(埼玉県川口市議会)(第
七〇三〇号)
骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用に
関する意見書(鳥取県泊村議会)(第七〇三二号)
骨髄バンクの利用に関わる医療保険の適用等に
関する意見書(佐賀県議会)(第七〇三三三号)
雇用の危機突破に関する意見書(青森県大間町
議会)(第七〇三三三三号)
雇用の危機突破に関する意見書(神奈川県葉山
町議会)(第七〇三四号)
食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書
(東京都板橋区議会)(第七〇三五号)
食品の安全を確保するための食品衛生法の改正
と充実強化に関する意見書(大阪府太子町議会)
(第七〇三六号)
食品衛生法改正と運用強化に関する意見書(長
崎県千々石町議会)(第七〇三七七号)
食品衛生法改正と運用強化に関する意見書(長
崎県口之津町議会)(第七〇三八八号)
児童扶養手当の削減案の見直しに関する意見書
(北海道北広島市議会)(第七〇三九九号)
児童扶養手当制度の改善に関する意見書(北海
道幕別町議会)(第七〇四〇号)
児童扶養手当の削減案撤回に関する意見書(大
分県中津市議会)(第七〇四一四号)
社会保険病院の存続と機能の充実に関する意
見書(山梨県市川大門町議会)(第七〇四二二号)
社会保険病院の存続と機能の充実に関する意見
書(山梨県下部町議会)(第七〇四三三三号)
社会保険病院の存続と機能の充実に関する意
見書(山梨県中富町議会)(第七〇四四四号)
准看護師の移行教育に関する意見書(神奈川県
大井町議会)(第七〇四五五号)
小児救急医療体制の充実に関する意見書(宮崎
県議会)(第七〇四六六号)
食品衛生法の抜本改正に関する意見書(大阪府
摂津市議会)(第七〇四七七号)

食品衛生法改正と運用強化に関する意見書(長
崎県北有馬町議会)(第七〇四八号)
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道鶴
川町議会)(第七〇四九九号)
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道鶴
居村議会)(第七〇五〇〇号)
本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法
案(鍵田節哉君外九名提出、第五百一十一回国会
衆法第四九号)の撤回許可に関する件
厚生労働関係の基本施策に関する件
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
案起草の件
社会保険労務士法の一部を改正する法律案起草
の件
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
の運用に関する件
○森委員長 これより会議を開きます。
厚生労働関係の基本施策に関する件について調
査を進めます。
本日は、理事会での協議に基づき、特に、ホー
ムレスの自立の支援等に関する特別措置法案及び
社会保険労務士法の一部を改正する法律案の両案
を起草することを念頭に調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として文部
科学省大臣官房審議官上原哲君、厚生労働省大臣
官房審議官鈴木直和君、医政局長篠崎英夫君、健
康局長下田智久君、健康局国立病院部長河村博江
君、医薬局食品保健部長尾崎新平君、労働基準局
長日比徹君、職業安定局長澤田陽太郎君、職業能
力開発局長酒井英幸君、雇用均等・児童家庭局長
岩田喜美枝君、社会・援護局長眞野章君、老健局
長堤修三君、保険局長大塚義治君及び国土交通省

大臣官房審議官松本守君の出席を求め、説明を聴
取いたしたいと存じますが、御異議ありません
か。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そ
のように決しました。
○森委員長 質疑の申し出がありませんので、順次
これを許します。田中和徳君。
○田中(和)委員 皆さん、おはようございます。
自由民主党の田中和徳でございます。
本日、委員会関係各位の御理解と御支援の中
に、厚生労働行政に係る一般的な事項について数
点お尋ねをいたします。
まず最初は、私は川崎市の選出の議員でありま
すけれども、地元の問題とも言えると思いま
す。ホームレスのことについてお尋ねをしてま
いたいと思っております。
今委員長からお話ございましたように、本日
は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置
法案の起草がされるということで、大変私は、長
年にわたりこの問題にかかわってきた者の一人と
して、感無量のことを今ここに感じて、発言に立
たせていただいているところでございます。
まさしくホームレスは、私たちは長い間取り組
んでまいりましたが、この言葉すらも実は行政用
語としてはありませんでした。私たちが幾つかの
ことを行政とのやりとりの中で、小淵総理の時代
だったと思えますけれども、ホームレスに関して
の、ホームレス問題全国連絡会議というのが発足
をいたしました。そのあたりから正式に行政の中
でも議論がされるようになりました。はっきり言
うと、役所の所管も明確でなかった時代があった
わけでございます。
今ホームレスは、一番数が多いのは大阪、二番
目は東京でございますが、三番目は、多分名古屋
か川崎市だろうと思っております。三大都市圏だけ
その人数は約二万五千人以上、しかも、その傾向
は全国にどんどん広がっております。まさしく

く我が国の全体のゆゆしき社会問題とも言えるわけでありませぬ。

以前では非常に珍しい形でありましたし、川崎市などは、二十年前ぐらいからでしょうが、だんだんとホームレスの人たちも散見されるようになってきて、当時、議会などのやりとりもあつたわけでございますけれども、無宿労働者、寝泊まりをする場所がない労働者というような言い方をし議論しておつたのを今でも思い出すところがございます。

川崎市の例をまず申し上げますと、最初は、市の行政の担当者の方、そして地域の住民の皆さん、そして警察官などがパトロールをしながら、なるべく公的な機関に寝泊まりをしている人たちが、まず一つは、人権上の何か手助けができないのかという視点。もう一つは、公共の施設だから、市民の皆さんがお使いになる場所だからそこを占拠されると困るんですよということで、どこかに立ち退いていただきたい、このような指導をしておつたのでございますが、大変残念なことであります。川崎の警察署管内でホームレスの人に対しての警察官の暴行事件がありまして、大変大きな社会問題になつたわけでございます。それを契機として、警察の人たちもホームレスの人たちに対して余り、指導するとか対応するといふことがずつと少なくなつてまいりまして、いつの間にかずつと今日のような状態になつてまいりました。

もちろんホームレスの人たちが公的な施設で寝泊まりをしてはいはざるにないわけでございます。もちろん法律も条例もありますけれども、はっきりいふと、それが今日機能していない状況にあるということだと思ひます。

平成八年の調査では川崎市では四百五十人という数であつたものが、何と今日では全市で約千人までふえております。昨日も川崎市は調査をした一番新しい数字を正式に発表しております。私の選挙区でありますけれども、川崎区と幸区という極めて狭い範囲でございますが、その地域だけで

も八百三十六名という数字でございました。全市にはどの程度いるのかわかりませぬけれども、多分千人はいるのではないと思つております。

また、もう一点であります。地域住民とのトラブルの経過もございませぬ。

最初は、やはり生活支援ということで食券を配付して、いろいろな意味での行政が手だてをいたしました。その食券は、そのチケットを持っていけば何でも買物できたものですから、地域の流通するお金のようないメージで、大変ある一面からはその人たちに重宝されたんでございます。

しかし、それによつて多くの問題が生じて、とうとう川崎市は、今、一日六百六十円、二食分というところで、食べ物の現物支給をするようになりまして。ホームレスの人たちにとっては、時間がたてば腐るわけですし、食べられなくなるわけですし、それ自体を価値あるものとしてはなかなか認められないという人たちもふえまして、食券を券として配つているときに比べてうんと受ける人たちが少なくなつて、結果においては、ホームレスの実態も、よほど市役所が本気で調べないと以前のように実態が把握できないという状況にもなつていふことも事実でございます。

そういう中で、もう一点の問題は、自分の名前、本籍地、住所等、全く名乗らない、名乗れないのかもしれないけれども、そういう人たちが結構多くなつてまいりませぬ。当然、その人たちは生活保護の対象にもならないし、働こうとしても使つてくれるところもございませぬ。この人たちが含めてどうするのかということが、実は今後の抜本的な対策として求められておるわけでございます。

私たちは、そういう中に幾つかの施策を考えて提案をしてまいりましたけれども、何といつても、全国の中でどのような状況にあるのか。大都市は比較的行政が本気になつて数の把握や実態調査をしておりますけれども、全国的に、中核都市を含め相当な分散をしている状況をどのように把握しておられるのか。今日の把握の状況について、まずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○眞野政府参考人 全国のホームレスの概数でございますけれども、各地方公共団体が把握しております直近の状況を取りまとめましたところ、平成十三年九月、これが全国の直近でございますが、二万四千九百人となつておりました。平成十一年十月、これが前回の調査でありまして、二万四千五百一十人と比しまして、三千六百三十九人の増加ということになっております。

前回の十一年と比較をいたしますと、先生おっしゃいますとおり、指定都市等の大都市部ではおむね微増ないし横ばいである一方、その他の市町村を中心に増加をしております。地方都市に拡散している傾向が見られるというふうにも考えております。

○田中(和)委員 私は、平成十年の十月に立ち上げたわけでございますが、自民党のホームレス問題勉強会の一メンバーでございますけれども、大阪、東京、しかも相当細かく各所を視察させていたしております。しかも、単なる視察ではなくて、ホームレスの方々からの聞き取りもやつております。また、近隣の皆さんがどのような感じを持つておられるのか、あるいは、大阪や東京など、支援センターももうできておりました。十分ではありませぬけれどもスタートしております。こういう現場での御苦労や地方行政の対応等もお聞きをいたしました。

私自身も、実は川崎市のJRの駅前ですけれども、ちゅう演説をするものですから、そこに大勢のホームレスの皆さんがおりまして、一番丁寧に私のお話を聞いていたお客さんでございます。いろいろな親しくもお話をいたしております。

ここで、もう一つ視点を変えた話を申し上げますけれども、生活保護といふことが出てまいります。一般的な生活保護はもう説明する必要もありませんが、川崎市なども、東京などは特にそういう傾向があるわけでございますが、第二種福祉事業、宿泊施設というのができてきておりました。

して、いわば宿を提供する、アパートを提供する業者の方たちが、実は生活保護の手続まで代行しておるわけでございます。個別的に手続をすることに原則なつておられますけれども、代行する人たちがいて、その人たちはホームレスからそこに入ることによつて生活保護者になつてまいりませぬ。

川崎市では、五十歳代ぐらいの対象者として、生活費が八万二千五百二十円、住宅費が五万三千七百円、合わせて十三万六千二百二十円というふうな数字になつておるようでございます。これは、高いのか安いのかは別にしてしましても、制度の中でそのようになつておりました。

今、川崎市では定数が五百九十六人ということになつておりました。その人たちがホームレスから移行して生活をしておるわけでございます。この宿泊施設が、やはり地域で問題を起し、あるいは建てるということでは住民の反対があつて、いろいろと社会問題にもなつておりました。

しかし私は、このように施設の中に入れる方はまだしも、はっきり言えば、アルコール中毒者だとか、あるいは、先ほど言つたように自分の名前を名乗れない人たち、こういう人たちは野宿生活をするしかないわけでございます。本当に、動けなくなつて病院に担ぎ込まれるまで大変悲惨な生活を送つておられますし、どのようにしようとしてもどうしようもないという現実に突き当たつたのが現状でございます。

そういう中で、私たちは、どんなに検討しても、地方自治体でやれる範囲をもう超えているんじゃないかと。現実に、世界じゅうの国々の中でも、こういう現象は都市部にあるわけでございますけれども、相当積極的な対応をしている国もあるわけでございます。もちろん地方行政の協力も得なければならぬけれども、国がリーダーシップを発揮するときは、このように私はあえて申し上げたいと思つております。

景気の低迷による雇用情勢の悪化という社会経済状況の変化、少子高齢化や核家族化の進行などによる家族構造の変化、また、社会生活への不適

応、多重債務、アルコール依存症などの個人的な要因などが絡み合っただけのことが起きていて、と思うのであります。福祉、雇用、保健医療などの総合的な支援策が求められておりますけれども、対策を国はどのように考えておられるのか、どのようにしようと思っておられるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○眞野政府参考人 ホームレス対策につきまして、平成十一年の五月に、ホームレス問題に対する当面の対応策というものを取りまとめまして、関係省庁及び関係地方公共団体が取り組んでいるところでございまして、総合的な相談、自立支援の確保、雇用の安定、保健医療の充実、要援護者の住まいなどの確保、安心、安全な地域環境の整備というそれぞれの課題について取り組んでいるところでございます。

厚生労働省といたしましては、当面の対応策の主要な柱といたしまして、平成十二年度より、ホームレスの方々に対して生活相談、健康診断、職業相談等を行っており、就労による自立を支援いたします。ホームレス自立支援センター事業、それから平成十三年度よりは、ホームレスの方々に対して緊急一時的な居住場所を提供するシェルター事業を実施いたしております。

今後とも、関係自治体とも連携をいたしまして、施策の充実に努めたいと考えております。

○田中(和)委員 はつきり言いました、先ほどの調査も、全国的な調査ではないという、都市部の、しかも極めて深刻な事態になっている自治体の調査の数字でありまして、これはやはり全国的にチェックをしなきゃいけないだろうと私は思っております。

そういう事態になれば、どうしても地域社会がずさんでまいりますし、子供たちだって、自分のペットはかわいがつても、ホームレスの人を平気で殺傷してしまうような、人としてあるまじき行為まで社会問題として起こっているわけです。これは本当に重大な問題ですね。

そういう中で、本当に待望の、各党の御関係者

の皆さんの大変な御努力によって、いよいよ議員立法で、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が提案をされるわけでございます。私は、大変意義深いものだ、このように認識をしております。大臣は、今後この問題についてどう取り組まれるお考えなのか、また、この法律が今日提案される、そのことについてどう考えておられるのか、お考えをお聞きしたいと存じます。

○坂口国務大臣 まず、田中先生が今日までこのホームレスの問題に熱心にお取り組みをいただけてまいりましたことに敬意を表したいと思います。また、今回のこの法律の作成、そしてその提出に至りますまで、当委員会の委員の皆さん方にも大変お世話になってまいりました。皆さん方にも大変お世話になってまいりました。皆さん方にも大変お世話になってまいりました。皆さん方にも大変お世話になってまいりました。

さて、今回のこの法律にもございまして、皆さん方の御努力に敬意を表したいと思います。また、今回のこの法律にもございまして、皆さん方の御努力に敬意を表したいと思います。また、今回のこの法律にもございまして、皆さん方の御努力に敬意を表したいと思います。

この法案の趣旨にのっとり、そして関係省庁ともよく連携し、また、先ほど御指摘のように、地方自治体との連携が非常に大事だということに思います。地方自治体ともよく連携をさせていきたいと思います。そして解決に当たりたいというふうに思っております。

しかし、なおかつ、先ほどから御指摘のよう

に、名前を名乗ることのできないような人たちがその中に含まれるということでございます。それから、いわゆる自立を促したいとか、あるいはまた宿泊施設に入るとかというふうなことになるかと、どうしても、どこかこのだれだれということも名乗っていただかなければならないということになります。それから、それでもなおかつ、まだ問題はそこに残ってくる、そういうことに対して、今後またどうしていくかということも、さらなる検討が必要ではないかというふうに思っている次第でございます。

○田中(和)委員 大臣の大変前向きな御答弁、ありがとうございます。

ホームレスゼロ社会、これは政治主導で頑張っていくかと思っております。また、国民全体の御理解と御協力がなければなりません。支援センターをつくるだけでも、地域では波風が立つわけではございまして、そういう意味での御理解をどうやっていただけるようにするかという、これらの行政の努力、我々政治家も頑張らなきゃいけないと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

続いて、同様に議員立法準備をされておられます社会保険労務士の制度についてお尋ねをいたします。

昨今の社会経済情勢の著しい変化と労働者の働き方や就業意識の多様化に伴って、労働関係、社会保険関係の諸制度は極めて複雑かつ専門的なものになってまいりました。そのため、高度の専門性を有している社会保険労務士に対する期待や要請は大きく高まっております。また、人事管理、労務管理の個別化などに伴って、労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している傾向にもなっております。こうした状況の中で、今後の社会保険労務士の果たすべき役割についてどのように考えておられるのか、副大臣にお尋ねをいたします。

○狩野副大臣 田中委員の仰せのとおりでございます。最近の社会保険労務士に対する期待とい

うものは大変高いわけがございます。そういう意味でも、社会保険労務士が、質の高い、信頼されるサービスを提供していくことが大変重要であるというふうに考えております。

特に、個別労働紛争が増加している現況の中で、紛争調整委員会におけるあつせん手続において、社会保険労務士が紛争当事者の代理を行うようになることなどにより、社会保険労務士の有する専門性を活用して、紛争の解決等に大きな役割を果たしていただければと期待しているところであります。

○田中(和)委員 私どもと同じ認識を述べていただいたわけではございまして、ぜひひとつ有能な社会保険労務士の皆様方にみずから研さんしていただくと同時に、優秀な方がそういうお仕事にいただきたい、このように国民の期待にこたえていただきたい、ぜひひとつ御指導の方もよろしくお願いたします。

続きまして、今大きな社会問題になっております輸入食品あるいは食品添加物の件についてお尋ねをいたしたいと思います。

BSE発生以来、偽装表示事件、指定外添加物や残留農薬の問題等を契機として、食の安全に対する国民の皆さんの不安が高まっております。ことに残念であると思っております。

我々が毎日口にしている食品の何割が日本国内で生産されているかを調査いたしましたところ、平成十二年の数字でありますけれども、カロリーベースで、国産が四〇％、六〇％は輸入食品ということになっておるようでございます。

すなわち、これらのことを考えるときに、輸入食品については、国内で使用が認められていない食品添加物の使用、野菜の農薬の残留、遺伝子組み換え食品などのいろいろ問題が取り上げられておるわけではございまして、このような中で、輸入食品の安全を確保するために、輸入時における現状の検査体制はどのようになっているか、御説明をいただきたいと思っております。

御説明をいただきたいと思っております。

す。

○鍵田委員 時間がございませんので本日のご報告はこの程度にさせていただきます。後ほどまた大島議員がもう少し具体的にお聞きをしたいと思いますのでそちらに譲りまして、私は、ホームレス問題、もう時間が十分ないくらいになりましたので、若干お聞きをしたいと思っております。

本日の委員会でのホームレス問題がようやく成立の運びになったことにつきましては、関係の皆様さん、大変御努力をいただきまして、ようやくそこまでございまして、ありがとうございます。そのことについて厚くお礼を申し上げたいというふうに思っております。

私自身、大阪の出身として、大阪の地域でホームレス問題をずっと見てまいりまして、何とか一日も早い解決をということで、行政の方から特別立法というふうなことをずっと前から言われておったわけですが、なかなか動く気配がなかったのが今日になってようやくという運びになったことを、ともに喜び合いたいというふうに思っております。

ホームレスのあるこういう状態はやはり一日も早く解消しなくてはならないわけですが、バブル崩壊後、こういう現象が大変ふえてまいりましたし、また、平成八年ぐらいから急にブルーテントが公園とか河川敷などでふえ出したというふうにも私も認識をしておるわけですが、

そして、そういう中において、昨年開かれました国連の社会人権規約委員会におきまして、総括所見の中で、日本がホームレス問題と取り組むための包括的な計画を定めていないというふうな指摘をされているというのを聞いております。また、同委員会の提案や勧告としまして、ホームレスの人々に対して十分な生活水準を確保するべきであるというふうな指摘をされております。

また、ホームレスの自立支援問題は、社会的に排除された人々の市民権を回復し、再び社会に参入することができるようにするという観点から、

憲法第十一条及び第二十五条に關係する明白な人権問題でございます。もうずっとマスコミなどで報道されておりますけれども、若者がゲーム感覚でホームレスに危害を加えるというふうな事件もたくさん報道されておる、こういうふうな状況でございます。

これらにつきまして、人権問題には大変熱心に取り組んでいただいている大臣として、現状についてどのようにお考えになつておられるか、若干御見解をいただければというふうに思います。

○坂口国務大臣 議員が前国会から大変熱心にお取り組みをいただいております、感謝申し上げます。たいというふうな思っています。

御指摘のように、平成八年ぐらいから非常に急激に伸びてきている。この問題は社会的な要因も複雑に絡み合っていることは否めないというふうに思います。

全体をつまびらかに調査がまだできていないわけではございませんけれども、東京都が調査をやっておりますが、それを拝見いたしますと、やはり雇用状況が悪くなつて、そして中高年で過去に日雇いをしてお見えになつた方が非常に多いということが報告されている。大体そういう方が七割くらいお見えになるところでございますので、やはりそういうところをこれからは、予防的措置と申しますか、ふえていかなないように気をつけていかなければならないのではないかと。また、現在ホームレスに既になつてお見えになります皆さん方に対します対応も、その辺のところも注意しなさいいけないのではないかとこのように思っている次第でございます。

それから国連の方も、いわゆる人権規約委員会におきまして、計画の策定でありますとか、あるいはまた調査の実施ということを言っているわけでございます。今回、この法律を成立させていただければ、その中にも、計画の策定、調査の実施というところを盛り込んでいただいておりますし、早急にはこは行いまして、そしてこれに対応

をしたいというふうな思ふ次第でございます。それからもう一つは、生活保護の問題にお触れをいただきましたでしょうか。

生活保護の問題も、これも一般の方の生活保護と同様に厳しくやりますと、なかなかお受けいただく方がないということもなおります。例えばお若い皆さん方で、若いと申しますか六十五歳未満の方で、そして働く能力があるということになると、いや、働いてくださいよというふうなことになるんだらうというふうな思いますが、そこは一般の方々と同じようにはなかなかないんだらう。そこができたという理由があるわけでございますから、そこは十分に検討の項目に入れないかなければならないんだらうというふうな思っております。

さりとて、ホームレスの人は全部生活保護にというわけにもなかなかないというふうな思いますが、しかし、余りここに一般の方と同じような尺度でいっても、このホームレスの問題が解決できないというところは、それは御指摘のとおりだというふうにも私も思っております。

〔野田聖委員長代理退席、委員長着席〕

○鍵田委員 ありがとうございます。

法案の中には、ホームレス対策の施策に留意しつつという言葉を入れながら、公共施設の適切な管理が損なわれようとする場合に、適切な措置をとることとされております。これは地方の行政などの強い要請もあつて、与野党で現行の法令の範囲内という条件をつけてこうしておるのです。が、万一、これが強制的な排除につながるというふうなことになりましたら、この方々はどう行つたらいいんでしょうか。これらについて、ひとつ厚生労働省としての見解をお聞きしたい。

それから、続いてちょっと幾つか一緒に質問をさせていただきます。公共用地から立ち退きを実施してもホームレス問題の解決にならないというところは明々白々でございます。では、そのイタチごっこを、公共の用地から公共の用地へもし移動したってこれはイタチごっこになるわけ

でありまして、これらの問題を解決するためにはどういった施策があるかということ。

既に私も、従来から関心がありましたから、外国のホームレス問題についても、自分でも見学に行つたり、さらにはたくさん文献なども調べておりましたが、米国や英国、さらにはドイツ、フランスというふうなところでもいろいろな施策が実施されてきて、非常に実績を上げておるというふうな聞いております。そういう中で、日本としてはどういった政策が有効であるというふうにお考えなのか、お聞きをしたいと思っております。

○眞野政府参考人 適切な措置の後かどうかということですが、厚生労働省といたしましては、ホームレス自立支援センターまたはシェルター、そういうようなところで、いわば一時、ワークションそういうところでそういう方々をお受け入れして、そこで自立のための指導なり自己管理というふうな経験をさせていただいた後、適切な場所へ移つていただく。そのためは、なかなか昨今の雇用情勢でございますので難しい面がございますけれども、専門の職業相談員による職業紹介その他によりまして、できるだけ自立が図れるようにしたいというふうな考えております。

また、実際、高齢または健康上の理由ということで自立といいますが就労が難しいというふうな方々に関しましては、福祉事務所等と連携をいたしまして、施設への入所または生活保護の適用というふうなことで、やはり個々のホームレスの方々の状況に対応した処方せんを一人一人書いていくということであろうというふうに思っております。

○鍵田委員 今までも、既に関係省庁が省庁横断的に、また地方の行政も一緒になって、ホームレス問題連絡協議会をつくつていろいろな施策を進めていただいております。先ほども大臣の方からお答えがございましたけれども、法律に基づいて施策を進めるのと法律がないところで進めるのでは随分違つてくるというふうなお答えをいただいております。

いますけれども、この法律に基づいて一日も早くこういう問題が解決をする、こういうことが大切なのではないか。したがって、時限立法で、本当はもっと短い時限で解決をするということが、この法案はもうなくしてもいいよという状況を一日も早くつくるのが大切なのではないかというふうに思います。

そういう意味で、ぜひともこの法律に基づいて予算の方もひとつとつたつもりでいただいで、それらの施策を進めていただくということについて、その御覚悟といえますか、決意をお聞きしたいなというふうに思います。

さらには、生活保護の問題につきまして、大臣の方からも既にお答えをいただきましたけれども、一般の方々も生活保護と違つて、こういう方々につきましてはやはり特別の運用が必要なのではないかというふうに思っておりますが、従来から、各地域によりまして、ホームレスの皆さんへの生活保護の給付の仕方が非常に温度差がある。運用の仕方が、やはり地方自治体に任せられておるわけですから、そういう面で非常に違ひがあつて、援護局の方にもっと統一的な給付をしてほしいというふうなことで要望がありました。

それらにつきましては、何か、ちゃんと指示をしておるといふふうにお答えをいただいで、ではどういふ指示をしているんだということでお聞きしたら、全国から担当者を集まつていただいで口頭で指示をしましたという話があつたり、それで十分徹底していなかつたら、その次はもっと徹底してほしいと言つたら、いや、文書でやりましたということなんですが、実はそれが十分実際にはそういうふうになつておらない。

実態調査をちゃんとして、統一的にそういうことをやつてもらいたいということ、強い要望をしたりしてまいつておるわけでございますが、今日現在で、そういうものがちゃんと統一的な運用になつておらないということも聞いておられます、それらにつきまして、適切な生活保護の運用をするということにつきまして、援護局長の方か

らもお答えをいただければというふうに思っています。

○眞野政府参考人 ホームレス対策の予算につきまして、大臣の御支援も得て頑張りたいと思つておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

また、生活保護の点につきましては、先ほど大臣からもお答え申し上げましたが、私どもも、従来、口頭であつたり、文書も余り細部までないというふうなこともございまして、ことしの三月の主管課長会議の資料として「ホームレスに対する基本的な生活保護の適用について」、いわば基本的な考え方並びに実際の適用の方法まで説明をいたしております。

ワーカーも一万人以上いるという大変大きな仕掛けでもございまして、私どもの指導が実際のワーカーまで到達するというときに若干のタイムラグがあるのかもしれないが、私どもとしてはそういうふうな努力を行つておりまして、基本的な考え方が末端のワーカーまで徹底できるように周知をしたいというふうに思つております。

○鍵田委員 ぜひともよろしく願ひ申し上げたいと思ひます。

あと時間が二分ぐらいでございますので、二問お願ひをしたいと思います。

一つは、諸外国におきましても、ボランティアの方々、NPOの方々も非常にこのホームレス問題にかかわつて熱心に運動をされておる実態を見させていただいでおるわけでございますが、日本では、特に地方の行政で、ボランティアとかNPOの皆さんとは、どちらかという対立的になつておるといふような状況が多く見られます。いろいろ要請がありますから、強く行政に対して要請をする。それがどうも煩わしいということ、どうもそういう人たちを排除しようというふうな動きもあるように見受けられるわけでございます。

しかし、やはりこのホームレス問題というのは、本当に熱心なボランティアの方々やNPOの皆さんの活用があつてこそ初めて成果が上がるんだというふうに思ひます。そういう意味で、この

皆さんとの連携というものをぜひともしっかりと取り組んでいただきたい。それらについての何かコメントがあれば、お願ひをしたいと思います。

それからもう一問は、実は弁護士さんといふお話をしております、ホームレスの皆さんといふのは最近はいろいろな人が出てきて、多重債務者もたくさんおられる。そのために、居住の場所を明確にしますとすぐ取り立てに来るといふようなことで、居住の場所を明らかにできない。そのために、生活保護も受けられないし、就職もできないというふうな問題がある。したがつて、そういう人たちの処理をするためには自己破産などの司法的な解決をしなくてはならないというふうなことになるんですが、その裁判をする費用、訴訟の費用が、その人には負担能力がない。といつて、弁護士さんなどでもいろいろな支援の方法を考へていられるようですが、十分な資金がない。

したがつて、これから取り組まれる施策の中にそのこともぜひとも考へていただきたいという要望を受けましたので、その点についての二点、お答えをいただいで、終わりたいと思ひます。

○眞野政府参考人 現在におきましても、先生、なかなか地元では協調関係がないケースが多いという御指摘をいただきましたが、私どもの聞いている限りでも、社会福祉法人、NPO、ボランティア等で非常に民間団体の御協力をいただいでいる、実際に協調してやつておられるケースもある。なかなか一概に全部うまくいっているというところではございませんが、そういうケースもあるということも十分承知をいたしておりまして、今後とも、これらの民間団体との連携を強めてまいりたいというふうに考へております。

それから、先ほどの多重債務者のお話でございますが、これにつきましても、私ども、日本弁護士会等ともお話をいたしました、例えば自己破産の場合にどういふ方法が考へられるか、そういう問題につきましても議論をし、できれば福祉事務所と弁護士会との連携というふうなことが効果的

いうふうにしておりますので、これにつきましてぜひ御検討したいというふうに思つております。

○鍵田委員 では最後に、この問題にかかわつていただきました多くの皆さんに感謝を申し上げます、質問を終わります。ありがとうございます。

○森委員長 次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 鍵田委員に引き続き、SSK、佐世保重工の今回の助成金の不正受給の問題について質問させていただきます。

まず、厚生労働省が今回の佐世保重工の助成金不正受給の問題について知つたのはいつでしょうか。

○酒井政府参考人 生涯能力開発給付金についての不正受給があつたと三月十日に報道がありまして、それにより知つた次第でございます。

○大島(敦)委員 次に、当委員会で小沢委員が今回のこの不正受給の問題について質問されておると思ひますけれども、いつ質問されたでしょうか。

○酒井政府参考人 大変恐縮でございます。能力開発関係の給付金について、小沢先生から御質問を受けてはいたなかつたのではないかとと思ひます。(発言する者あり)

○大島(敦)委員 今回のこの事件については厚生労働省としても非常に根深い問題だと考へておりまして、先ほどの鍵田委員の方から指摘ありましたとおり、雇用三事業、この五千億円の予算の使用われ方について、千分の三・五、各小さな会社も大きな会社もお支払いしているわけなんです。この五千億円の使い方について、今回のこの助成金の不正受給についてしっかりとした態度を示さなければ、この五千億円は非常にルーズな使い方をしていられると思ひます。経営者あるいは会社側から見れば、もうこの千分の三・五は納めるのはよさうという気持ちになつて当然だと思ひます。そして今回、小沢委員の国会での質問というのは四月の十七日に当委員会でされております。当

受託者となることにより、例えば一人の社会保険
労働士が脱退等により欠けた場合でも、引き続き
当該受託事務が処理されるため、依頼者が安心で
できることなどから、社会保険労働士制度を取り巻
く環境の変化に対応した大変望ましいものである
と考えております。

○樋高委員 同じく、もし社会保険労働士法人が
設立された場合でありますけれども、今副大臣の
答弁にもありましたけれども、対外的な社員の責
任、要するに業務をきちんと引き継いでいくのだ
ということにしましては、いわゆる連帯無限責任
とすることが望ましいと思っておりますけれども、御
見解はいかがでしょう。

○狩野副大臣 社会保険労働士法人の場合は、そ
の業務の性格上、法人資産が乏しいと考えられま
す。業務上依頼者に与えた損害をてん補するため
の賠償責任保険が現時点では十分に普及してい
ないことなどから、法人の社員がみずから出資し
た限度で責任を負い、それ以外の責任を負わない
とする有限責任制度を採用することは、顧客保護の
観点から見て適切ではないと考えられます。

したがって、御指摘のように、連帯無限責
任を負うこととすることが適当であると考えられ
ます。

○樋高委員 また、個別労働紛争解決促進法の、
いわゆる紛争調整委員会における個別労使紛争の
あっせんについて、紛争当事者の代理を行うとい
うことを社労士の業務とすることにつきましては
は、どのように考えておられますでしょうか。

○狩野副大臣 最近の個別労働紛争が増加してい
る状況にかんがみますと、そのような紛争処理の
法律事務に関して、社会保険労働士の有する専門
性の活用を図ることが、紛争の解決の促進のため
に効果的ではないかと考えられます。

このため、紛争調整委員会におけるあっせん手
続において、社会保険労働士が紛争当事者の代理
を行えるようにすることなどにより、紛争の解決
等に大きな役割を果たしていただければと期待を
いたしております。

○樋高委員 また一方で、遂行の一層の適正化を
図るといふ観点からしまして、仮にあっせんの代
理業務を行う場合に、相手方の代理人となること
と、また非社会保険労働士との連携等を行うとい
うことを禁止することについて、どのような認識
でしょうか。

○狩野副大臣 仮に、社会保険労働士が個別労働
紛争に係るあっせん代理を行うようなことになっ
た場合には、双方の代理人となつて、依頼者や相
手方の信頼を裏切ること、それから非社会保険労
務士から事件のあっせんを受け、または社会保険
労働士の名義を利用させることによつて、法律で
禁止されている無資格者による業務を助長するこ
となどはあつてはならないことであり、禁止する
ことが適切であると考えられます。

○樋高委員 また仮定の話ですけれども、この法
律案の中には、国民一般からのいわゆる懲戒申し
出制度を設けるということにつきまして、どのよ
うにお考えになりますでしょうか。

○狩野副大臣 国民一般からの懲戒申し出制度を
設けることは、国民に社会保険労働士の職務を直
接監視する機会を与えることとなり、より一層信
頼される社会保険労働士制度の確立にもつながる
ものと考えております。

○樋高委員 きょう、議員提案、いわゆる閣法で
はなくて衆法という形で法案成立をされる予定と
いうことのようにありますけれども、この法案が
成立しました後、所管いたしますのはほかでもな
い厚生労働省、そして運用いたしますのも厚生省
でありますから、的確にしっかりと行つていただ
きますことを強く要望いたします。

また、それと同時に、士業、いわゆる社労士さ
んのほかにも、例えば弁護士さんですとか公認会
計士さんですとか、さまざまな国家資格に基づく
資格がございまして、社会のため、そして国家の
ために頑張つていらっしゃるわけでありませうけ
れども、今のさまざまな規制緩和の流れの中で、さ
まざまな、場合によつては衝突をしたりすること
によつて、それぞれのやるべきことがなかなか、

阻害をされているというか、どうしてもブレーキ
がかかつてしまつていふ現状をよく検証して
いただまして、やはり、今まさしく構造改革
というからには、そういった垣根をただ単に取り
除けばいいというものでももちろんのものもよく
わかつております。

けれども、やはりそういった資格も何のために
あるかという、やはり国民、国家のため、そし
て、自分たちの将来のためにあるという視点をど
うかお忘れなきように、今後ともしっかりと取り
組んでいただきたいということを強く要望させて
いただきます。私の質問を終わりたいと思いま
す。

どうもありがとうございました。

○森委員長 次に、佐藤公治君。

○佐藤(公)委員 続きまして、私は、ホームレス
に関して聞かせていただきたいと思つてます。

今のホームレスの現状を見させていただけと、
本当に何とかしなきゃいけない、そういう意味
で、このたびホームレスの自立支援等に関する特
別措置法案がこの後通るのであろう、そういうこと
は一步大変な前進になるというふうには私と思いま
す。

しかし、この法案、私は当初仮にということ
を考えていたんですけれども、大臣も先ほど午前中
の田中委員等の質問におきまして、あくまでもこ
の法律が前提というふうな御答弁をされておしま
したので、もしもそういう形でお答えを願えれば
ありがたいというふうには私に思つてます。

ホームレスの自立に関する支援ということ、こ
ういふ場合、この法案の中に率直に言ひまして書
かれていふことですが、私は改めて見まして思う
ことは、そもそもの自立の意思があるホームレス
とは、一体全体厚生労働省さんの中で、どうい
う基準、どういふ価値観、どういふ者を指してい
るのか、明確に現段階で答えられるものに関して
お願いをいたしたいと思つてます。

○眞野政府参考人 まだ法案という格好になつて
おりませんので、一般論ということでお答えさせ

ていただきますが、自立の意思があるホームレ
ス、一般論をいたしましては、就労等によりまし
てホームレスの状態を脱却する意欲のある方を指
すものというふうには考えるのが普通ではないかと
思つてます。

○佐藤(公)委員 今その定義というか、脱却する
意欲のある者、では十人集めたと思つて、ホーム
レスの方々、どういふ基準でその脱却する意欲が
あるかどうかというものを、そこをどうやっては
かつていくのでしょうか。

○眞野政府参考人 もちろんそれぞれいろいろ
な、自立支援センターでありますとか、シエ
ルターでありますとか、そういうところでホームレ
スの方々のいろいろなお話を聞くわけでありま
すので、そういうところで、それからまた過去に就
労行動をとつたかどうか、そういうようなところ
を総合的に判断するということになるかと思
います。

○佐藤(公)委員 では、もう少し具体的に御説明
をお願いしたいと思いますけれども、そういうこと
を、大変失礼な言い方もしませんが、分ける
というか区別していく、その方法論とかカリキュ
ラムとか、そういうものが現段階あるのか、もし
くは今考えているのか、これからそういうものを
つくつていくのか、そういうのはどうでしょう
か。

○眞野政府参考人 私ども、これまでもそうでご
ざいますが、ホームレスに対する対策といたしま
して、自立の意思の有無をメルクマールとして、
こういうことはするとかしないということではご
ざいませんで、今の状態に着目をして、そして必
要であれば支援をするということでございますの
で、自立の意思がある方については特に就労部分
に力を入れるということでございますが、自立の
意思の有無によつて支援をする、しないを分ける
わけではございません。

○佐藤(公)委員 ちょっとまだわかりにくいこと
ろがあるんですけれども。
次、この法律の中にも書いてございます「ホー

ムレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域」というのは、これは具体的にどういふような地域のこと、もしくはその地域とどういふ関係があるのか、またはその地域のか、また考えていくのか。法案が出ておられるけれども、仮という形でも結構でございます。どういふことでこれを考えていくのか、お答え願えばありがたいと思います。

○眞野政府参考人 これも仮にということでお答えさせていただきますが、ホームレスに至る原因は、先ほど大臣からもお答え申し上げておりますように、いろいろな理由が複合的に重なっているということでございます。ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」といふものを特定するということがなかなか難しい面もございますけれども、一般的には、現に失業状態や不安定な就労関係にありまして、かつまた、定まった住居を喪失し、あるいは一時寄宿といった不安定な居住条件にある者などが想定されるのではないかと、いふふうに考えております。

○佐藤(公)委員 では、今のお答えの中で、多数というのはいくらぐらいが多数というふうに言われるのでしょうか。

○眞野政府参考人 何百人というはつきりした基準がございませんが、やはりそこは常識の範囲で多数ということだと思います。

○佐藤(公)委員 済みません、常識がこの国会の中でも大変与野党でも違う部分がありますので、むしろ具体的にどれぐらいかという一つの基準を出してもらえればありがたいと思いますが、いかがですか。

○眞野政府参考人 数ということよりは、私どもが議論をされているという中で、大抵聞いておられるところでは、例えば、大阪におきます釜ヶ崎地域でありまして、東京におきます山谷地域、そういうものを念頭に御議論をされているというふうには承知をいたしております。

○佐藤(公)委員 よくわからないところがまだございますけれども、

でしたら、では話をまたもとに戻しますけれども、このたびは自立の意思があるホームレスに対する支援ということなんですけれども、では、自立の意思がない方々に対しての支援というか国の対応というのは、どういふ形で既存のもので考えていくのか、また今後考えていくべきなのか、もしくはないのか、いかがでしょうか。

○眞野政府参考人 先ほど申し上げましたように、私ども、ホームレスへの支援という場合に、自立の意思の有無というところで支援のする、しないを分けているわけではございませんので、いわゆる自立の意思のないホームレスというのは、先ほどの反対をいたしますとホームレスの状況を脱却する意欲のない方を指すものというふうには考えられますけれども、こうした方々に対しても相談援助を通じてできるだけ、一時的にその意欲をなくしているのであれば、その自立の意欲を促す、また、なかなかそういう状況にならないとしても、緊急援助その他の対象としてできる限りのことを支援するということになるかと思っております。

○佐藤(公)委員 そういった中で、このたびの法案ということがまさにホームレスの自立の支援等に関するということが出てきておりますけれども、では、今、失業されていても一生懸命職を探してやられている、これもちよつと言ひ方があれかもしれませんが、ホームレスにならないように自分で頑張っている方、こういう法律ができることによって、何か頑張つて一生懸命やられていることに関して、何かあきらめちゃって、ホームレスの方に移っちゃった方が自分分は楽だな、そっちの方がいいんじゃないかという一つのモラルハザードというか、一つの意識の雪崩現象みたいなものが起こる可能性と

いふのがあり得るようにも思える部分があります。

人間、やはり楽な方、楽な方、もしくは、一生懸命自分が頑張っているのに、隣の塀の向こうでは、のうのうとしているという言ひ方は失礼かもしれませんが、何となくそっちの楽な方に行っちゃった方がいいんじゃないか、こういうような一つの意識とかモラルというか、そういうものがだんだん崩れていくような気がいたしますけれども、そこら辺をどう考えて、どういう線引きなり考え方を持っていくのか、いかがでしょうか。

○眞野政府参考人 ホームレスの方々は、住所を失いまして野宿生活を送っておられるわけでございますので、非常に健康状態が悪化されている方も多いという状況からいいますと、その境遇というものは大変厳しい状況であるかと思っております。そういう意味では、なかなか、努力を放棄して、こういう支援があるからといって、そちらの方がいいという場合には普通はならないのではないかというふうに思っています。

○佐藤(公)委員 幾つかまだあるんですけども、私が言いたかったことは、私はこの法案に関しては賛成の方向で聞かせていただいております。賛成の方向で聞かせていただいておりますけれども、やはりホームレスの現状を見れば、何とかしなきゃいけない、その一歩としてこの法案が成立していくということは非常に意味、意義のあることだと思います。ただし、やはりこれに使われるお金というのは税金でございます。

まじめに働いてまじめに税金を納め、税金が払える状況ではないにもかかわらず税金を払っている方々もいらつしやる。そういう意味で、一つ一つやはりこの税金の使い方の、丁寧にお願いをしたいかなど、やはりまじめに働いている者が報われる、ホームレスの方々も大変な状況、これを変えていく責任というものもあると思っておりますけれども、今、現状ぎりぎりのところで頑張っている方々、こういう方々をきちんと意識した配

慮というものが必要だと思っております。

もう時間も余りないんですけども、大臣、ホームレスに関して私が今まで聞いたことを含めて、正直言つてちよつとまだまだはつきりしていない部分が多いと思ひます。本来はもう少しはつきりさせていくべきだと思ひます。

ただ、これは非常に、本当にはつきりさせるのが難しいのをわかつていて私も聞かせていただいております。やはり税金というものを使つていくに際して、先ほどの佐世保重工のあんなばかげたことと税金の使い方をするのであれば、これは言語道断だと思ひます。そういう意味で、全体の総括として、大臣の決意と、また御意見も含めてお話をいただけたらありがたいと思ひます。

○坂口(国務)大臣 今お話をいただきましたように、ホームレスになられた皆さん方の事情というのでもさまざまに思ひます。したがって、一日も早く自立をしたいというふうにお考えになっていらっしゃる皆さん方に対しては、これは今度のこの法律をつくつていただいて、そして今までもよく手差し伸べて、皆さんに職についていただく、雇用のお世話ができるようにしたいかなければならないというふうに思ひます。しかし、これも御議論のありますように、名前を明かすことができないとか、やはり住所を明確にすることができないというふうな御事情の皆さん方には、それ相応の事情があるわけでございますから、そこをどこまで御相談に乗ることができ得るのか、これはなかなか難しい問題だと思ひます。

しかし、この法律ができて、自立をする、それからできるだけホームレスにならないように予防をする、あるいはまた住まい等を提供するというふうなことで、すべてがそれで解決するわけではない。それ以外のところの問題も確かにあるわけでございます。この法律を第一歩としてひとつ、おつくりを皆さん方御努力をいただいたわけでございますし、これを成立させていって、そしてさらに、その後に残ります問題にど

うしていったらいいのかということ、これはまた話を詰めていかないといけないのであろうというふうに思っております。

かなりその人の個人のプライバシーに入っているかなければならないところもあるだろうというふうに思いますから、そこから後に残られる皆さんというのは大変難しい方が残られるというふうに思いますけれども、それだけに、やはりまた御相談に乗る道というのを考えていかないといいけないのではないかとこのように思っている次第でございます。

○佐藤(公)委員 もう時間がありませんが、まだちょっと聞きたいことがございましたが、大臣に訴えさせていただければありがたいのは、これだけで解決することじゃなくて、やはり雇用対策とか経済対策、景気対策とかワークシェアリングとかいろいろなことが絡み合いながらこういう問題が発生をしていると思いますので、その抜本的なことをきちんとできるような政府であり内閣であり国でなきゃいけない、こころ辺が基本だと思えます。また、佐世保の件でもいろいろと出ましたけれども、助成金等が必要であるならば、その算定とか、これはこれに限ったことじゃございませんが、特定団体の利権が発生しないようにとか、やはりその使い方のチェックの仕組みをきちんととっていくとかいうことも非常に大事な点だと思えます。

個々における細かいことが幾つかございますけれども、本当にこの法案がまじめに頑張られている方々にもきちんと考えたことでの法案であってほしいなというのを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○森委員長 次に、小沢和秋君。

○小沢(和)委員 十一日の日に参議院厚生労働委員会にて我が党の小池議員が取り上げた、宮路副大臣による帝京大学医学部の入学口きき問題は、単に副大臣を辞任したということで解決されるような性質のものではありません。

辞任したとはいえ、宮路議員は、こんなことは往々にしてある、陳情はいっぱい来るなどと、反省の色が全くありません。しかし、今回の問題は、日本における医師養成の入り口で、厚生労働副大臣という要職にある政治家が介在して入学試験の公正をゆがめたという深刻な問題であります。これは国民の医療そのものへの信頼を傷つける重大な問題だと思えますが、大臣はどうお考えでしょうか。

○坂口国務大臣 宮路副大臣の問題につきましては、宮路副大臣が国会で答弁をされましたとおりでございまして、御本人の支援者のお一人からそういう依頼があつて、そのことについて、その番号をお伝えした、こういう話でございまして、御本人からは、そういうことはあつたけれども、しかしそれは裏口入学といったようなものではなくて、その番号を知らされた、あるいは知らせてほしいといったようなことであつたというお話でございまして、私はそのことを信頼したいというふうにも思つていますが、李下に冠を正さずという言葉がございまして、やはり議員としてお互いに気をつけなければならぬことだというふうに思つておる次第でございまして。

○小沢(和)委員 この問題については、宮路議員は、受験番号を電話して大学側に教えたと言つております。ところが、大学側は、電話があつた事実はないなどと全く食い違つた説明をしておる。こうした重大な食い違いをそのままにして幕引きをすることは許されません。

我が党は、この問題の徹底した説明のため、引き続き参議院厚生労働委員会での問題の集中審議と、宮路議員、帝京大前理事長の沖永荘一氏を招致しての参考人質疑を行うことを要求しております。ぜひ各党の御協力をお願いしたいと思います。

次に、原爆被爆者の原爆症認定問題についてお尋ねをいたします。去る七月九日、被爆者七十六名が認定を求めて

全国各地で一斉に申請を行いました。早速調べてみたところ、原爆症の認定は、平成十一年度三百六十件の申請に対し百八十七件、五二%、十二年度二百二十二件に対し百二十件、五四%だったものが、あの最高裁の松谷英子さんに対する判決の翌十三年度には、逆に六百五十七件中百七十三件、二六%に急落し、今年度も、現在までのところ、内定を含め二百六十六件中七十四件、二八%にすぎません。認定は、最高裁判決以後かつて悪くなつております。

被爆者が怒つて集団申請を行い、裁判も辞せずというのは当然ではないでしょうか。大臣はどうお考えですか。

○下田政府参考人 平成十二年七月の最高裁及び同年十一月の大阪高裁での原爆症認定申請却下処分取り消し訴訟の判決におきまして、原爆症の認定の要件たる放射線起因性につきまして、高度の蓋然性が必要とされたところでございまして、これを受けて、その推定をより科学的で透明性の高いものにするべく、原子爆弾被爆者医療分科会におきまして、原爆症の認定における考え方、判断の目安などを整理しました。「原爆症認定に関する審査の方針」、これを昨年五月に定め、公表いたしましたところでございまして。

この審査の方針は、放射線起因性の科学的な推定方法といたしまして、原因確率という概念を新たに導入したものでございまして。これは、申請者の被曝線量、被曝時の年齢、性別、疾患の状況等から、申請された疾患が原爆放射線にどれだけ起因しているかを推定し、算出するものでございまして。

以前の審査では、被曝線量を推定いたしました。専門家による経験則に基づき判断される部分が少ないからあつたところでございますけれども、この原因確率の導入によりまして、審査がより科学的になり、かつ迅速化が図られてきたというふうに考えておるところでございまして。

○小沢(和)委員 松谷さんの最高裁判決は、爆心地から二キロ以上離れた被爆者の脱毛について、

DS86と関連理論とを機械的に適用することによつては十分に説明することができないと、これまでの政府の認定のやり方を批判しております。京都の小西建男さんに対する大阪高裁の判決も、政府の却下処分を取り消しております。これらの相次ぐ判決は、政府に対し、従来の機械的な認定のやり方をもっと被爆者の実情に合うよう改善し、認定する範囲を拡大することを求めたものであります。

これに対し、政府が昨年五月に決定した新しい審査の方針は、従来のDS86、つまり爆心地からの距離による被曝線量に加え、その病気の発症が原爆放射線の影響を受けている蓋然性があると考えられる確率、いわゆる原因確率によつて高度の蓋然性が認められた場合にのみ認定することとしたしました。

これでは、實際上、何ら基準の緩和にも、認定範囲の拡大にもならなかつたのではありませんか。だから、新しい方針によつて審査を再開したら、逆に認定率が下がつてしまつたという結果になつたではありませんか。

○下田政府参考人 ただいま委員御指摘の最高裁並びに大阪高裁の判決でございますけれども、これはいづれも、最高裁の場合は、屋根がわらが飛んできて頭に当たつて……(小沢(和)委員「中身は知つている、そんなことは」と呼ぶ)はい、失礼いたしました。

というようなことでございまして、先ほど御紹介を申し上げました原爆症認定に関する審査の方針におきましては、原因確率を設けた疾病は白血病、主ながん、副甲状腺機能亢進症といったものについて原因確率を定めておられて、その二例の裁判事例は当該疾病には含まれていないところでございまして。

これはなぜかと申しますと、極めて症例が少ない事例でございまして、放射線影響研究所の疫学データから原因確率を推定しておりますけれども、そうしたことが科学的に出せなかつたということによるものでございまして。

これでは労働の意思や能力がないと判断され、支給を打ち切られることになるのではないかと。雇用保険財政の悪化を防止すること自体が目的となつて、いたずらに窓口での締めつけを強め、従来に比べ、自主的で多様な求職活動を抑制するようなことになつてはならないと思ひますが、いかがでしょうか。

これで質問を終わります。
○澤田政府参考人 委員御指摘の失業手当、正確には求職者給付と申しておりますが、これは失業の状態、すなわち労働の意思と能力を持つて仕事を探している方に対する給付ということでございますので、受給者が失業状態にあるか否かを的確に認定した上で給付すべきことは制度上当然のことというふうに考えております。

現在、審議会で失業認定等についても議論をなされておりますが、その議論の観点としては、今大臣が申し上げましたように、給付のあり方を議論する上で、制度がその趣旨に沿つて適正に運営されていることが前提となるべきという考えに基づいて議論されているものでございます。

具体的な失業認定の運営等につきましては、審議会における議論も踏まえて適切に対応していきたい、こう思つております。
○小沢(和)委員 終わります。
○福島委員 次、瀬古由起子君。
○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。

先日、六号台風の災害で、仙台市の広瀬川の中州に取り残された六十五歳の男性と七十歳の女性がヘリコプターで間一髪救出された映像をテレビでごらんになった方も多いかと思ひます。この二人は野宿者だったそうです。いつも命と向かい合せて生きています、こんなニュースに本当に胸が熱くなる思ひです。

私は、野宿生活を送つておられる方々の基本的な支援法は、まず憲法十一条、二十五条であると思ひます。また、憲法十一条、二十五条を具現化したものが、生活保護法を初めとしたセーフ

ティーネットだと思ひます。まずそのことを確認したいと思ふんです。そして私は、人間の尊厳の確保と生存権の保障という立場から、野宿を余儀なくされている人たちが人間らしい生活を回復できるように、国が、制度、環境を整えるべきだと思ひます。

さまざま要因によつて生きる希望を失つたり、無理解、偏見、差別によつて傷つけられて行政や社会に不信を持つようになったりする人もいますけれども、そうした人もそれぞれ理由があります。この法律によつて、こうしたホームレスと言われている人たちの対策が、自立の意思がないとして支援の対象から排除されたり、また、あるときには生活保護法の適用からさえも排除されるということがあつてはならないと思ひますけれども、その点、いかがでしょうか。

(福島委員 長代理退席、委員長着席)
○坂口国務大臣 ホームレスになられた皆さん方の中にもいろいろな理由があるということ、先ほどから御議論のあるところでございます。

その中で、やはり自立をする意思のある方につきましては、それじゃこういうお仕事はどうでしょうかという御相談に乗れるわけですが、働く意思はないという方につきましては一体どうするか。お体が悪くて、それで働けないという方は、これはやむを得ないでしょう、それは疾病に対しまして治療を受けていただかなければならないというふうに思ひます。しかし、そうではない、体は丈夫だけれども働く意思がない、あるいは名前を明らかにすることができないと言われるような方に対してどうするか。

それはなかなか私は難しい問題だと思ふんです。思ひますし、その皆さん方に生活保護を申しまして、生活保護にすれば名前が明らかになるわけでございます。それから、一概にホームレスの人はずべて生活保護というわけにはいかない。それはやはり生活保護でお救いしなければならぬ人も当然おみえになると思ひますから、その人々には手を差し伸べるとして、しか

し、そうでない皆さん方に対して一体どうしていくか。これは今後の課題として考えていかなければならない問題だと思ふに思つております。
○瀬古委員 私は、自立という問題でいえば、これは自活とは思ふんです。生活保護を受けたいながら、実際には自分らしく生きたいと、そして自分で自分の生き方を選択していく、そういう自立の道というのがあるはずなんです。

すべて仕事をやらなきゃ自立じゃないんといふ定義も間違つていふと思ひますし、実際には野宿している人たちが毎日どう生活をしているかという、夜寝ないで大半の方が空き缶拾いだとかそういう仕事そのものをやつていらつしやるんです。そういう点では、何とかちゃんとした仕事につきたいと思ひの方もいらつしやる。しかし、なかなか実際に職安に通つても仕事がない、こういう状況があるんです。

そういうことを踏まえて、自立という意味をきちつと私はとらえていただく必要があると思ひますし、その野宿している人たち、ホームレスの人たちがどういふ状況に置かれているかという形で、では生活保護法の適用についても私は考えなきゃならないと思ふんです。

例えば名古屋市中では、今まで、住所不定者や稼働力のある人は生活保護を受けられない、市営住宅も申し込みの資格がないということで、野宿者を放置してまいりました。国会でもこれが問題になつて、是正の厚生省の指示が出されました。そこで名古屋市中は何をやつたのかといふと、十五項目ぐらいの条件をつけました。例えば、相談する前の三カ月間は、職安の窓口の閉鎖した期間を除いて五〇%、半分以上の日数はちゃんと通つたかどうか、そういう証明を出しなさい。毎日行つたつて仕事がないのに行けというわけですね。そして、毎日のように新聞の求人欄に目を通したか。ホームレスの人たちに毎日、新聞を読め、ちゃんとやつたか、こういうことまで要求して、十五項目あつて、これはほとんどクリアできないような条件を出してきているわけなんです。

ね。実際には、睡眠不足の中で、本当に食べるものを確保するのが精いっぱい、もう何時間も何時間も歩いて空き缶拾ひしている、その寝るところの確保だけでも仕事をいっぱいやつていらつしやる方もいる。こういう人に、これでもかこれでもかといつて生活保護の適用をしない、こういうひどいやり方をやつてきたんです。

それで、ようやく施設に入る、病院に入院する、こういうときだけ生活保護の適用をやるけれども、実際には、再び退院とか退所になりますと、収入がないのに生活保護が廃止されて、再び野宿に追いやられる。こういう状況が頻繁に起きているわけです。

これは、私は、名古屋市の立場というものは憲法や厚生省の指示にも反すると思ふんです。これは名古屋市中だけのことでなくて、本当に各地でこのような生活保護の違法な運用というのか、ホームレスの人たちだけ特別に差別をした、こういう運用の仕方がやられていたら、私は本当に大問題だと思ふんですが、これはきちつと是正させる必要があると思ふんですが、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 今まで法律もなかつたわけでございますから、各地域で若干のその取り扱ひの違いはあつたかもしれませんが、しかし、今回法律をここにこつていただくわけでございますから、この法律を通していただきますれば、その後は全国一律のと申しますか、一つの具体的な方策というものがそこに出るわけでございますから、そんなに地域の差はなくなつていくだろうと思ふに思つております。

名古屋市の場合がどうなのかということをお私に余りよく存じませんが、名古屋市中にお聞きをしますと、そんな十五項目というふうな特別な項目を我々がこつていっているわけではないと思ふので、そこは私もおつしやつていられるようでございますので、そこは私もよくわかりません。特別に名古屋市中でこつたというものはないと思ふに思つてい

たと思ふに思つてい

るんだからそうだと思うんですけども、どういふものなのかという事はよくわかりませんけれども、しかし、この法律ができれば地域の格差はなくなっていくだろう、そう思っております。

○瀬古委員 きちんと各区役所に指示した文書がございますので、よく調査をしていただきたいと思っております。一律になって全体が上がればいいんですが、これが一律に下がるといふことのないようにぜひ御配慮いただきたいと思っております。

最後に、野宿者の集中する地域では結核の罹患率が大変高く、そして結核の治療中断はさらに強い耐性菌を生み出します。結核の感染の早期発見、早期治療、安心して治療継続ができるような利用しやすい地域に無料の診療所の開設。名古屋なんかでもあるんですけども、実際には遠い病院に行かなきゃならない、こういう本当に必要なところに診療所がないんですね。

それから、東京都が実施しているように、DOTS事業というのがありますけれども、それが生活保障と一体となったものでないと、治療だけやりますよというけれども、実際には生活保障がなければ途中で中断してしまうわけですね。東京都はそういう生活の保障、生活保護と一体となつてDOTS事業をやっていますから、そういう点でも、結核の対策については実態に見合った医療の充実について検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 法律ができましたら、それに従いましてさまざまな活動が行われるようになるというふうに思いますが、確かに結核の方が多いということも事実のようでございます。

したがって、ホームレスの皆さんの健康を守るということも大事な問題でございますから、それはそのとおり、やはり健康診断等もちゃんと行えるようにしてやっていかなければならぬというふうに思いますし、いわゆるDOTS事業、直接薬剤服用確認療法というんですか、ちゃんとお薬を飲んでくれるかどうか、飲んでくれたかどうかということをやりは確認をしていかなければ

いけないということだろうというふうに思いますが、そうしたことも、これはお入りをいただく場所をつくりましますかそうしたことと並行していかないと、なかなか確認というのも難しいと思っておりますね、実際の問題として。

ですから、総体的に、お仕事の問題でありますとか住まいの問題でありますとか、そういうこととあわせてやはり前進をさせないと、一カ所だけ特別にここを前進させようといつてもなかなか進まない、現実問題としては進まないのではないかと私は思っております。全体的にさまざまな施策を進めていくということが大事かと思っております。

○瀬古委員 時間が参りました。結核だけではなくて、実際に現場に入つてみますと、精神病それからアルコール中毒、知的障害など、さまざまな病気や障害を持っている野宿者も多いわけがございます。一律に管理的な施設で共同生活をやれといつても、そういう事情で困難な場合もございます。やはり、こういう疾病や障害のある人々に対するきめ細やかな施策もぜひ検討していただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

○森委員長 次に、中川智子君。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

きょうは一番最初に、先日も質問いたしました。薬害ヤコブ病の硬膜移植の情報を被害者、家族、遺族に国として責任を持って伝えるべきというところで、再度御答弁をお願いしたいと思っております。

昨日も、この薬害ヤコブ病の原告、弁護士、支援者、そして議員の会で懇親会を開きました。自分たちは今回の和解でしっかりした救済を得られたけれども、まだ新たに発症されている方たち、そして、厚生労働省がその情報をつかんでも本人に直接知らされないというところで、その救済の対象にならない方たちに対しての心配の声、そして、やはり国はしっかりと直接伝えるべきだという声を受けてまいりました。

七月十三日の朝日新聞のこの一面でも、硬膜移植の有無知らせずということで記事が載っておりますが、国は、和解のときの約束で、被害者への情報提供と救済措置というのを約束しておきながら、これは個人情報保護の目的外使用に当たるので、情報提供は病院と患者との信頼関係で行うべきという態度を崩してありません。

そこで、坂口大臣にお伺いいたしますけれども、私は、これはやはり、被害者を救済するという姿勢を国は明確にお持ちなのかどうか、その問題だと思っております。伝えないことには、患者、家族、遺族は知り得ることができないわけですから、救済を国の方に申し入れようとしてもそれができないわけですね。

七月五日のその委員会か何かで議論されて、今、医療機関の方に、既に発症されていますその患者の方々に医療機関として報告していただきたいという旨の御連絡をなさつて、それをしたかどうかを受け取る。なぜこのように、硬膜移植歴があつて、既に発症して、被害の対象となるべき人たちに、国が直接なさらないのか。伝えないと救済ができないわけですね。罪もない被害者を生んだ国の責任、これに対して、明確にその和解のときの約束に反していると思っておりますが、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 そこは少し私が見解を異にいたします。

ヤコブ病、いわゆる脳硬膜の移植によりヤコブ病が発生をしたということが、医師がわかりましたときには、やはり医師は、それが本人なのか家族なのか、多分そのことについて告知をしていられるというふうには私は思いますが、もしもそれがわからないというところであるならば、その医師がそれではどういふ治療をしていくかということになるわけでありまして、ただ単にその人たちにそうだとすることを伝えればよいというだけではなくて、伝えると同時に、だから今後こういうふうな治療をいたします、あるいは、将来はこういう予測が立ちますから、ひとつ皆さんも真剣に考

えてくださいといったことをあわせて言わないといけないことだと思つて、それぞれの患者さんによりまして、その立場あるいはその言い方といたしまして、一律に国の方が通知を申し上げていいものではない。そこはやはり、その主治医の先生から言つていただくことが一番大事だと思つております。

したがって、私は多分、多くの場合に、ほとんどの場合には告知をしていただいているというふうな思つておりますが、万が一していただけないということがあれば、それはぜひひいていただきたいということをこちらから文書でお願いをして、お返事のないようなところに対しては再度ひとつお返事をくださいといったようなことを申し上げているわけでありまして、そこはやはり現場の関係でお伝えをいただき、そして今後の治療方針等もあわせてお答えをいただくのが一番適当だと私は思つております。

○中川(智)委員 大臣、でも、もう既に亡くなつた方もいらつしやるわけなんです。そして、救済する責任があるのは、医療機関ではなく、国です。明確に国なわけなんです。ですから、国が責任を持って被害者全員を救済するという約束をしたんですから、医療機関にそれを求めるのではなく、国としてやるのが当たり前だと思います。再度の御答弁をお願いいたします。

○坂口国務大臣 亡くなりました人に対しても、研究班の方から、ぜひ主治医の先生にそのことはお伝えをくださいということを言つていられるのでございます。

やはり主治医との関係でそこは決着をつけていただかないと、こちらでは、脳硬膜をその方がお使いになつてお亡くなりになつたのかどうかという判断はつきにくいわけでございます。いたしますから、そこは主治医が一番よくわかつていられるわけですので、そこは主治医にぜひお願いをしたい。その後、そのことに対する責任は国がとるということをお願いしているわけであ

りますから、お伝えをいたいただくところはその主治医のところでお願いをしたいということをお願い上げています。

何も、責任をとらないとか何とかということでは決してないわけでありまして、そこは私たちが責任ある態度をとっていかねばならない、そう思っております。

○中川(智)委員 これは、国の責任で、汚染された乾燥硬膜を移植されて亡くなったたり発症した方々なんです。それは明確に和解のときに認めて、そして、それに対する被害救済は国が責任を持ってやるという約束をしながら、医療機関にある意味では任せて、医療機関がその患者の方々に知らせるといふのは、私は全く理解できません。

国と医療機関が連携して、国が責任を持って本人に、また患者、遺族に知らせるといふ形ならわかりますけれども、医療機関の方を仲立ちにしてやるとその医療機関によって対応がまちまちですし、そして、おかしいなと思った人たちが医療機関に聞いても明確な答弁が得られないし、対応が得られない。非常に冷たく、そういうことはこちらではわかりかねますというふうな返答もあつたりして、サポートネットワークシステムが六月に立ち上がり、そこに相談を寄せていたり、インターネット上で弁護団の方々に直接聞いたり、なぜこのようなきっかけが起きているのか、なぜこの国は、直接その被害者に対して伝えて、そして今回の和解の内容を言い、国が窓口となつてやるべきことを、医療機関に丸投げする。その理由は何外使用だということの一点張り。私はどうしても理解できませんし、あの和解の約束に反すると思えます。

○坂口国務大臣 それは違うと思えますね。我々は責任は明確にするとおっしゃるわけですから。ただ、主治医がわからないものを我々がわかるはずないんですから、一番わかっているのは主治医ですから、主治医がそこはかくかくしかじかでごさいますということを言っていたらだかかないと我々もそのことはわからないわけでありまして、

で、そこは主治医にお願いをする。そして、御連絡さえたいただきましたら、その後は国の責任においてやらせようというのを言っているわけですから、そこはやはり、主治医にお任せすべきことではないでしょうか。私はそう思っています。

○中川(智)委員 割と大臣とは今まで意思の疎通が、私の一方的な思いかも知れませんが、この問題に関しては平行線のようですので。世論もやはりおかしいと思つていて、私もおかしいと思つて……(発言する者あり) 負けませんが、ホームレスの問題をやらなければいけませんので、じゃ、引き続き、大臣が私に近寄ってきてくださることを念じながら今後も議論をしていきたいと思つています。

緊急を要することでありまして、先日も、佐藤先生も、百人を超える患者の発生があるというふうにもおっしゃられていました。どんどんふえていく中で、情報を医療機関に任せるといふのは責任回避だということを申し上げまして、次に移りたいと思つています。

今回のこのホームレスの自立支援法、党内でもたくさん議論がありました。

私も、この問題が、やはり人権がきつちり守られて、ホームレス状態に陥つた方々が、この法律ができてよかつたと、そして、冬などの凍死の問題、就労支援、また、きつちり人権に配慮した施設の入所、そしてまた、生活保護を適正に受けて自立を促すことにつながるものと信じておりますが、今回の法案の中身を見ますと、少し気になる箇所がございます。

二条でも、さまざまな公共施設を「故なく起居の場所とし」と、私はこれはゆえあつて起居の場所とせざるを得ないと思つていますし、自立の意思の有無の判断というのは極めてあいまいですし、自立の意思があつても、何年にもわたつて路上生活を余儀なくされている人たちがもう人生そのものに対して希望を失うということは当然あると思つています。

先日、私も上野公園に行つてまいりまして、

ホームレス状態の方々とお話をしてみました。やはりアルコールに逃げてしまふ、あしたのことばも考えたくない、そのような状況に置かれていられる方がたくさんいらっしゃいました。

そして、やはり私が一番気になるのは十一條、「その適正な利用が妨げられていないときは、」とか「当該施設の適正な利用を確保するために」といふ文言が大変心配でございます。

私は、阪神・淡路大震災の後、すべての私の住む町の公園は、一カ所残らず仮設住宅が建ちました。長い期間において子供たちは公園で遊ぶこともできませんでした。でも、家を失つた人たちが公園で暮らすこと、それは社会が生んだ一つの悲しい状況として受け入れられましたし、だれも文句を言いませんでした。

今のこのホームレス状態に陥る方々というのは、バブル崩壊後、本当にこの日本の経済政策の失策によって余儀なくリストラや多重債務を抱えたり、さまざまな理由で、このような生活をしたくないけれども、せざるを得ない状況に陥つていられるのだと思つています。社会全体で支えていくこと、そして一日も早くその方々が自立できるように私たちが援助していくことが、今一番大切なことだと思つています。

今回、ちよつと大阪の問題でお伺いしたいところ、何点かにわたつて質問いたしますが、大阪の長居公園という大きな公園がございますが、ここでは生活保護の適用というのに対して重要な役割を果たしたんですが、テントの生活をやめれば、そのテント住まいの人から生活保護に対する申請というのがスムーズに図られたんです。結局、テントを排除するために、テント生活者の方々からの居宅保護ということが前面にあり、路上からの生活保護、直接ということがなされておられますが、今回は、施設入居に関しましては、また生活保護に関しましては、しっかりと、一時そこに強制的に入居させるのではなく柔軟に居宅保護請求ができるようにすることを考える

べきだと思つていますが、いかがでしょうか。

○眞野政府参考人 ホームレスに対しまして生活保護の適用、いろいろ御議論がございましたけれども、私どもは、やはり要保護者の生活の状況を十分把握し、自立に向けての指導援助が必要であるというふうにご考えておられます。したがって、まず、自立支援センターでありますとかシェルターでありますとか、場合によっては医療機関でありますとか、そういうところで保護を行つて、その間、療養指導、それから金銭管理、生活習慣の回復、そういういわば自立した生活が営めるように支援をいたしまして、その後、必要に応じて居宅保護というのが、やはり、今の状況からすると、生活保護を適用し、その方の自立を促すということでは一番流れとして適当ではないかというふうにご考えております。

○中川(智)委員 それでは、一時避難所ということに暮らすホームレス状態の人たちの人権またプライバシー、どのようになっていると実態を把握してお考えでしょうか。

まくらもない、そしてシーツなどのかえが頻回に行われないので、シラミなどがわいている状態。そして、西成の場合などは、有刺鉄線さえ張りめぐらされている、施設がある。そのような収容所のようなところに、どれくらいかかるかわからない期間強制的に入居させるといふような一律的なことをやっているから、やはりそこに入ることを拒否したり、脱走したりということが生み出されるんじゃないでしょうか。

そのような一時避難所の、人権に配慮した施設であるのか、プライバシーやそして衛生面、しっかりと確保されているのか、その実態調査というのはしっかりとやられているのでしょうか。有刺鉄線のことなど御存じでしょうか。

○眞野政府参考人 シェルターにつきましては、建築基準法に定める諸基準その他の遵守をお願いいたしております。

ただ、このシェルターそのものが、定住の場所ということではなくて、緊急一時的な宿泊所でご

でございますので、そういう意味では、先生御指摘のとおり、プライバシーの問題その他に若干、普通の居室のよくな、そういう面での配慮というのが欠けている場合もあるかと思ひますけれども、今後私ども、大阪府、大阪市に對しましてそういうような指導をしたいというふうにして思っております。

○中川(智)委員 それでは、一度本当にどのような状況かというのをしっかりと厚生労働省も実態を把握していただきたいので、そして、人間として、私たちがもしもそこに入るときに、ここだったらしばらくの間そのような形で、手続で、入居していても暮らせるという、収容所のようなものじゃないというものをきっちりつくっていただきたいと思ひますが、そこに入っている期間というのが今はしばらくはなようなんですが、一時的なというのとは、しばらくの目安でしょうか。

○眞野政府参考人 一応目安としては、最大限六月以内というふうな指示をいたしております。

○中川(智)委員 六カ月ということですね、半年。なぜそんなに長い時間かかるのでしょうか。健康診断をやったりそういう手続をするのに、一カ月ぐらいあれば十分だと思ひますが、六カ月もかかるという根拠はございますか。

○眞野政府参考人 申し上げておりますように最大限でありまして、もちろん、その間に先ほど申し上げたような自立への道ができるということであれば、速やかに退所していただくということでございます。

○中川(智)委員 その部分に関しましては、できるだけ短い期間で、そして、しっかりと人が住めるような環境を整える。間違つても有刺鉄線や、そして門限や施設や、そのようなことに対してはなるべくしていただきたい。それは、今後見直しまでの間に速やかにやりしつかりとその実態把握をするということの中で、しっかりと見つけていきたいと思ひます。

私がお先ほど質問いたしました部分に関しまして

は、社会福祉相談所などでは通所して手続が可能ということを知つていて、施設への強制入居がなくて手続ができる、そのような柔軟な対応というのはいままで考えられていないわけでしょうか。必ず一時的に入居しなきゃいけないという形で今後進めていくのでしょうか。

○眞野政府参考人 今申し上げましたように、ホームレスの方には、いわば生活のリズムといたしますか、そういうことで、そのリズムを取り戻していただくということが必要なケースが多いということから、標準的にはああいう形をお示しいたしているわけですが、例えば、保護を開始する際に住宅の確保ができる、それから、今申し上げました金銭管理とか生活習慣とか、そういうことがきちんと言行できる場合には、当然、居宅保護も行えるということでございます。

○中川(智)委員 続きまして、私自身は、できるだけ居宅保護、そして当然、就労支援というのがまず第一ですが、そういう施設にすぐ税金がかかつていて、結局、これは釜ヶ崎の施設だと思ひますけれども――長居公園ですね。長居公園、三十七人の入居者に対して毎年二億五千万の経費がかかっております。一人に換算しますと、毎月二十二万かかっております。居宅保護の場合ですと毎月十二万ということ、施設入居よりも居宅保護の方がお金としても非常に安く、毎月十万も安くなるわけなんです。できれば居宅保護をもっとスムーズにしたいと思ひます。

そして次に、この西成のあいりん地区の職安。あいりん職安というのは、三十六年以上続いているわけなんです。過去一回も仕事の紹介がありません。今まで、割と仕事がいっぱいあるときは手配師さんが一階で仕事の手配をしていて、そして、あいりん職安の仕事は、あぶれ賃というものの配付と、そして失業保険の支給だけでした。あいりん職安に仕事紹介がないということの実態をきっちりわかつていらつしやるのか。

今後、この法律ができた後、これはこのまま今

までのように職業紹介はない職安として、これは職安と名前がついていること自体が非常に問題だと思ひますが、今後の指導はどのようになるおつもりでしょうか。

○澤田政府参考人 あいりん地区におきます日雇労働者の職業紹介につきましては、先生御指摘のように、昭和三十七年より、財団法人の西成労働福祉センターが無料職業紹介の許可を得て行つておりまして、あいりん労働公共職業安定所におきましては、雇用保険の日雇い給付の支給業務とか、求人者の雇用管理指導業務等を行つてるところであります。

これは、当時、あいりん地区の諸問題に對するため、国、大阪府、地元の大阪市の三者で、あいりん総合センターを設置いたしました。職業紹介のみならず、生活上の相談、医療上の相談あるいは住宅相談等を総合的に実施するということを決めた際に、二つほど大きな理由がございまして、

一点は、あいりん地区の求職者の方々は、複雑な個人的事情を有する方が多くて、行政機関を忌避する傾向があつた。それから、公共職業安定所では、あいりん地区の需給の実態から見ますと、早朝の一定時間に大量の求職者を短時間に職業紹介することが必要でございますが、公共職業安定所では実質的にその対応が困難と考えられたというような歴史的な事情がございまして、安定所と財団法人の西成労働福祉センターの役割分担が当時定められたということでございます。

現在もそういう形で来ておりますが、今後とも、あいりん地区におきます日雇労働者対策につきましましては、過去の経緯等も十分踏まえながら、地元自治体とも十分連携をとりながら、職業紹介等々に支障のないように対応していきたい、こう思つております。

○中川(智)委員 私のしました質問に對して明確な御答弁じゃないと思ひますが、行政などと相談して、今後はどうなるかわからないと職業安定所なわけですから仕事紹介するとい

のは基本的な仕事であるはずですが、それが機能していないんだつたら、なくてもいいわけですよ。だって、あいりん地区には一つしかないんですよ、国の直轄としての職安は。職業紹介をするということでは今後進めていかないと、今度の法律ができて、そこで職業紹介をしつかりやるのかどうか、それを明確に、イエスかノーかで答えてください。

○澤田政府参考人 あいりん総合センターという施設の中に、職業安定所と、財団法人の西成労働福祉センターが入つております。そして、先ほど申し上げた役割分担のもとに、財団法人の西成労働福祉センターの方が無料職業紹介の許可を得て職業紹介をするという役割分担になっておりまして、この分担と連携の関係はきつちりやっておりますので、今後ともこういう形で、地元自治体等ともよく相談しながらやつていくということでございます。

○中川(智)委員 でもそれは、もう一つの方は府の外郭団体として、財団法人ですよ。このあいりん職安は、職安ですから、本来業務というのはそちらの財団法人と分担するんじゃないかと、その中で職業紹介をまず第一義的にやつて、その他の事業をやつていく。どうも理解不可能なんですけれども。

その財団法人にこつちはやつてもらから、あいりん職安の方は仕事紹介じゃなくてそういうお金の給付だけという分担というのは理解ができません。すけれども、大臣、どうでしょうね。職安が全く仕事紹介をやつていないという現実があるんです。

○澤田政府参考人 ですから、繰り返しのようになって恐縮ですが、三十七年当時、どういう形で総合的な対応をとるかという相談をした際に、先ほど申しましたように、あいりん地区の求職者の方々が、いろいろな事情があつて、行政機関のサービスを忌避する傾向があつたというようなことがございましてそういう役割分担になっておりますので、そうした経過を踏まえながら実際に職業紹介

に支障がないような形でやってまいりましたので、引き続き適切に対応したい、こう思っております。

○中川(智)委員 職業紹介に支障がないというのは、それはそちらの言い分であって、そして、昭和三十七年当時からどれくらい年数がたっていますか。三十六年たっているわけですか。今の状況というのは全く違っているわけで、ずっと三十六年前のその役割分担、そして職業紹介を、もう本当にみんなが求めている——間違えましたか、年数。済みません。求めているニーズに対応してないということはいずれも思っています。今後また質問させていただきます。

これは最後になるかもしれませんが、自立の意思の有無、あるなしというのは支援の判断基準にならないと私は思うんですが、ここで大事なものは、ホームレス状態になって今生活をしていられない方というのは、やはり非常に強制とか管理とかを嫌う方の中にはいらっしゃると思います。今回の法律ができてきても、本人の選択権というのとはとても大切だと思います。ある意味では、テント生活を続けたいという人には、それはそういう生き方もあるでしょうし、生活保護を選ぶ、または施設に入る、また積極的に就労支援によって仕事につく、やはりその選択権の自由ということとを認めるのが最大の人権に配慮した今回の法律だと思えますが、その部分に関して、大臣、ちよつと御答弁をいただきたいと思えます。

○坂口国務大臣 きょうは中川議員と意見の違うことが多くて申しわけないんですが、やはり、テント生活をしたい、それはそういう生き方もあるんだらうというふうに思いますが、ただ、公共の場所、いつまでもそこで住むということ、これは国民全般の権利にもかかわってくるわけでありまして、御自身の土地でテント生活をしようとおっしゃるんだらう、それはそれで、そういう生き方はあるというふうに思いますけれども、もう一つの問題点としてこの問題があるという

ふうな思っておりますので、いささかきょうは意見を異にいたしますけれども、そこはやはり解決をしておかなきゃならない問題の一つだということに思っております。

○中川(智)委員 もう時間ですが、最後に、この間上野公園に行ってお話を伺ったときに、やはり病気が一番怖いと。きょうはまだ体が元気だけれども、あしたはどうなるかわからないという不安の中で、救急車を呼んでも、病院に着いたら、その公園から、上野公園から来たということがわかったら、はい、もうきょうはベッドもいっぱいだしということで病院から捨てられる、投げ出されるということが一番つらいというふうにもお話を聞いていらっしゃいました。

行旅病人法とありますし、また、厚生労働省としては、このように行き場のない方々の医療に関しては医療機関の協力を求め、本当に悲しい健康の悪化を招かないような方策をぜひともとっていただきたいということを最後に要望いたしました。質問を終わります。

○森委員長 午後三時五十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時四十九分休憩

午後三時五十三分開議

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お諮りいたします。

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森委員長 御異議なしと呼ぶ者あり

○森委員長 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、長勢甚遠君外四名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党、社会民主党、市民連合及び保守党の五派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおり、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。長勢甚遠君。

○長勢委員 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案の起草案につきまして、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党、社会民主党、市民連合及び保守党を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成十三年九月末の厚生労働省の調査によれば、我が国には約二万四千人のホームレスがおり、このように多数のホームレスが食事の確保もままならないまま長期の路上生活で心身ともに疲弊していく実態は、彼ら自身の福祉の観点から大きな問題であり、看過することはできません。

また、ホームレスが起居の場所とするのは、都市公園、河川、道路、駅舎等であり、ホームレスがこれらの施設で日常生活を送っていることに起因する地域社会とのあつれきが随所で生じております。公共の用に供する施設の適正な管理も、早急に対処すべき課題であります。

現下の厳しい雇用失業情勢のもと、ホームレスの数は今後も増加傾向が続くと思われ、ホームレスに関する問題がより深刻化する前に法的な裏づけのもとにホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進する必要があると見做しております。以上が、本案を提案した理由であります。

次に、本案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、ホームレスの定義であります。この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設をゆえなく起居の場所として、日常生活を営んでいる者をいうものとしております。

第二に、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標として、一、就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することによるホームレスの自立、二、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援によるホームレスとなることの防止、三、緊急に行う援助等によるホームレスに関する問題の解決を掲げております。また、ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、目標に従って総合的に推進されなければならないこととしております。

第三に、ホームレスの自立への努力義務、国及び地方公共団体のホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施の責務について規定しております。

第四に、厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、都道府県及び市町村は、必要に応じ、基本方針に即して実施計画を策定しなければならないこととしております。

第五に、国は、地方公共団体または民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしたほか、公共の用に供する施設の管理者は、ホームレスが起居の場所とするによりその適正な利用が妨げられるときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとしております。

その他、民間団体の能力の活用、国及び地方公共団体の連携並びにホームレスの実態に関する全国調査について規定しております。

第六に、この法律は、公布の日から施行することとしております。なお、十年間の時限立法とし、施行から五年後を目途としてこの法律の規定

について検討を加えることとしております。
以上が、本案の提案の趣旨及びその内容の概要
であります。
何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い
申し上げます。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
案
〔本号末尾に掲載〕

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本起草案について発言を求められておりますの
で、これを許します。瀬古由起子君。
○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございま
す。

日本共産党は、この法案に対して、ホームレス
の人々の直接支援とホームレスに至らないための
施策を国の責任としたこと、就業機会の確保を緊
急、抜本対策として位置づけたこと、国の基本計
画、都道府県の実施計画などの策定を義務づけて
いる点で評価できると考えています。

しかし、この法案には、不十分な面や、ホーム
レスの人々に対しての人権上の規定も危惧されて
いる点が幾つかございます。したがって、私たち
は、この法案を十分審議しないまま委員長提案と
することは問題があると考えております。

与えられた時間は五分でございますけれども、
どうしても確認したい点があるので、まとめて伺
います。

第一に、第二条のホームレスの定義の問題です
が、支援法にふさわしく国等の果たすべき責務を
明らかにすることを前提にすべきであり、やむな
く公共の場で野宿しているのに、あえて「故なく
起居の場とし」としたことは、不法に公共施設
を占拠した法違反者という認識でこの法が適用さ
れかねません。少なくとも、諸外国でも採用して
いる広義の定まった住居のない人、もしくは民主
党案にあった「野宿生活者その他安定した居住の
場所を有しない者であつてこれに準じるもの」と

なぜ提案できなかったのでしょうか。

第二番目には、第十一条、公共の用に供する施
設に関して「適正な利用を確保するために必要な
措置をとる」としていますが、現行法でも対応が
可能であり、むしろ野宿を強いられない制度、環
境をつくろうとして今回の法案が提出されたので
はないでしょうか。今でも、説得の名のもとに、
事実上排除が強まっております。十一条の定義で
は、違反者を追い出すための条項と受け取られか
ねず、支援法にはなじまないと思うので削除すべ
きではないかと思ひます。

第三に、財政的な裏づけについて施策実施の財
政規模はどのぐらいを考えているのでしょうか。
財政上も国の責任を明らかにするべきであるの
に、第十条は義務規定ではなく努力規定としたの
は一体なぜでしょうか。

以上、質問いたします。

○長勢委員 御答弁申し上げます。
まず、第一の質問でございますが、第二条にお
きまして、ホームレスを「都市公園、河川、道
路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、
日常生活を営んでいる者」と規定いたしましたの
は、ホームレスについての一般的な実態を過不足
なくより適切に表現していると考えた次第であり
ます。

また、「故なく起居の場所とし」と規定いたし
ましたのは、災害等により住居を失い、公園等に
設置された仮設住宅に身を寄せておられるような
正当な理由により公共的施設を起居の場所として
利用している方が含まれないようにするためであ
ります。

第二の質問でございますが、この法律は、ホー
ムレスの自立の支援等に関する問題を講ずる
ことにより、ホームレスに関する問題の解決に資
することを目的としております。ホームレスに関
する問題といたしましては、ホームレスにより公
共施設の適正な利用が妨げられ、地域社会とのあ
つれが生じつつあることもまた事実でありま
す。

そこで、現行法令の規定に基づき公共施設の適
正な利用を確保するために必要な措置を講ずるこ
とは可能であります。御指摘のとおりホームレ
スに関しては、単に排除するというだけでは
問題の解決に繋がらないことから、公共施設の
適正な利用を確保するために必要な措置はホーム
レスの自立の支援等に関する施策との連携を図り
つつ行われるべきことを特に明記したものであ
り、ホームレスの自立の支援等を柱とするこの法
律に規定する意義は十分にあると考えておりま
す。

第三の質問でございますが、財政規模について
のお尋ねでございます。
ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進
するためには、財政上の措置が十分に確保される
ことが必要であると認識しております。

現段階で財政規模について確たることを申し上げ
ることはできませんが、この法律が施行される
ことによりこれまで以上に政府において必要な財
政上の措置を講じていただきますよう、私どもも
取り組んでまいりたいと思ひます。

また、基本法以外の法律においては、財政上の
措置について努力義務規定として規定することが
通例であることも参考にいたしました。

もとより、このように努力義務として規定した
からといって、国の財政上の責任が免除されるわ
けでないことは明らかでございます。

以上でございますので、よろしく御理解を賜り
たいと思ひます。(瀬古委員「委員長」と呼ぶ)

○森委員長 以上で発言は終わりました。
この際、お諮りいたします。

○瀬古委員 まだ五分たつていないんです。委員
長、一言。最後に一言言わせてください。やりと
りできるというふう聞いていますので、やりと
りできるというふう言わせてください。一言だけいい
ですから。

○森委員長 特に許します。瀬古君。
○瀬古委員 一言だけ言います。瀬古君。
今の答弁では、本当に不安、野宿者の皆さん

の、そして支援者の皆さんの不安にこたえていな
いというふうに思ひます。
それで、きょう私の方は時間の制限があります
ので、私の質問全文を皆さんにお配りいたしまし
た。ぜひ提案者の皆さんには、関係者の皆さんが
安心できるように、後ほど誠意を持ってお答えい
ただきますように要望して、私の発言といたしま
す。

ありがとうございました。
○森委員長 以上で発言は終わりました。
この際、お諮りいたします。

お手元に配付いたしております草案をホームレ
スの自立の支援等に関する特別措置法案の成案と
し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○森委員長 起立多数。よつて、そのように決し
ました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、
委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ
りませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○森委員長 御異議なしと認めます。よつて、そ
のようによつて決しました。

○森委員長 この際、鴨下一郎君外五名から、自
由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本
共産党、社会民主党・市民連合及び保守党の六派
共同提案によるホームレスの自立の支援等に関す
る特別措置法の運用に関する件について決議すべ
しとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。鍵田
節哉君。

○鍵田委員 私は、自由民主党、民主党・無所属
クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民
連合及び保守党を代表して、本動議について御説
明申し上げます。
案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の運用に関する件(案)

政府及び地方公共団体は、我が国においてホームレスの急増が、看過できない極めて大きな問題となっている現状を踏まえ、ホームレスを含め社会的に排除された人々の市民権を回復し再び社会に参入することができるようになることは、憲法第十一条及び第二十五条の精神を体現するために必要不可欠な施策であることに深く留意し、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 ホームレスの自立の支援に際しては、自立に至る経路や自立のあり方について、可能な限り個々のホームレスに配慮した多様な形が認められるよう努めること。

二 ホームレスに対する職業能力開発に当たっては、ホームレスの実情に応じた内容となることに深く留意するとともに、ホームレスの自立につながる安定就労の場の確保に努めること。

三 ホームレスに対する住宅支援策の実施に当たっては、その実効性を高めるため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅・民間住宅を通じて可能な限り多様な施策の展開を図ること。

四 ホームレスが入居する施設においては、入居者本人の人権尊重と尊厳の確保に万全を尽くすこと。

五 第十一条規定の通り、法令の規定に基づき、公共の用に供する施設の管理者が当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとる場合においては、人権に関する国際約束の趣旨に充分に配慮すること。

六 本法による自立支援策と生活保護法の運用との密接な連携に配慮し、不当に生活保護が不適用とされることのないよう、適正な運用に努めること。

七 第十四条に規定する全国調査を早期に完了し、遅滞無く事業を実施すること。

八 本法を施行する中で実情との不整合等が生じたとき等においては、速やかに見直すこと。

九 「実施計画」を策定しない都道府県及び市町村の区域においても、ホームレスの自立支援及び余儀なくホームレスとなることの防止の諸施策の実施に可能な限り努めること。右決議する。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕

○森委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○坂口国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を十分尊重し、関係省庁との連携を図りつつ努力してまいります。

○森委員長 なお、本決議の議長に対する報告及び関係方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森委員長 次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。本件につきましては、先般来各会派間において御協議をいただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長から御説明申し上げます。

本案は、近年の社会経済情勢の著しい変化と労働者の働き方や就業意識の多様化の進展等に伴い、社会保険労務士の行う業務の公共性、専門性及び重要性が増大していることにかんがみ、国民の利便性の向上に資するとともに、信頼される社会保険労務士制度を確立するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、社会保険労務士は、共同して社会保険労務士法人を設立することができるものとし、社会保険労務士法人に関する規定を整備すること。

第二に、個別労働関係紛争に関して、紛争調整委員会におけるあつせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えること。

第三に、社会保険労務士が業務を行っていない事案について規定を整備するとともに、非社会保険労務士との提携を行うことを禁止すること。

第四に、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会の会則の記載事項から、開業社会保険労務士の受ける報酬に関する規定を削除すること。

なお、この法律は、平成十五年四月一日から施行し、報酬規定の削除に関する部分については、公布の日から施行すること。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○森委員長 この際、お諮りいたします。お手元に配付いたしております草案を社会保険労務士法の一部を改正する法律案の草案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多数。よって、そのように決しました。なお、本法律案の提出手続等につきましては、

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十四分散会

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 基本方針及び実施計画(第八条―第九

条)

第三章 財政上の措置等(第十条―第十一条)

第四章 民間団体の能力の活用等(第十二条―第十四条)

附則 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

く起居の場所とし、日常生活を営んでいる者という。
(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するために国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。
(国の責務)

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十五号

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に努めるものとする。

平成十四年七月十七日

する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とするによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援

等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないなど、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんが

み、ホームレスに関する問題の解決に資するため、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。社会保険労務士法の一部を改正する法律案 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に、「第四章の二」を「第四章の三」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第二十五条の六」を「第二十五条の七」に、「第二十五条の二十五」を「第二十五条の二十六」に、「第二十五条の四十九」を「第二十五条の五十」に改める。

第二条第一項第一号の三の次に次の一号を加える。

一 四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第六條第一項の紛争調整委員会における同法第五條第一項のあつせんについて、紛争の当事者を代理すること(以下「あつせん代理」という)。

第八条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除
第八条第五号中「五年」を「三年」に改め、同条第七号中「社会保険労務士」の下に「若しくは社会保険労務士法人(第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人をいう。次章から第四章までにおいて同じ)。」を、「弁護士」の下に「若しくは弁護士法人」を加え、「五年」を「三年」に改め、同条第八号中「もつぱら」を「専ら」に、「五年」を「三年」に改め、同条第九号中「五年」を「三年」に改める。
第十四条の二第二項中「社会保険労務士は、事務所」を「社会保険労務士(社会保険労務士法人の社員とならうとする者を含む)は、事務所(社会

事務所)は、事務所(社会

社会保険労務士法の一部を改正する法律案 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

社会保険労務士法人の社員とならうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所」に改め、同条第三項中「事業所に」を「事業所(社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ)。」に改める。
第十四条の六第一項中「一」を「いずれかに」に、「第二十五条の十七」を「第二十五条の三十七」に改める。

第十四条の九第一項を次のように改める。
連合会は、社会保険労務士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条の三十七に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。
一 登録を受ける資格に関する重要事項について、告知せず又は不実の告知を行つて当該登録を受けたことが判明したとき。
二 第十四条の七第二号に規定する者に該当するに至つたとき。
三 二年以上継続して所在が不明であるとき。
第十四条の九第二項中「前項」を「前項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたことにより同項」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「社会保険労務士」

の下に「又は社会保険労務士法人」を加え、同条第三項中「社会保険労務士は、」を「社会保険労務士又は社会保険労務士法人が」に改め、「付記をしたときは」の下に「当該添付又は付記に係る社会保険労務士」を加える。
第十八条中「社会保険労務士」の下に「社会保険労務士法人の社員を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。
2 社会保険労務士法人の社員は、第二条に規定する事務を業として行うための事務所を設けてはならない。
第二十條中「依頼」の下に「(あつせん代理に関するものを除く)。」を加える。
第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

(秘密を守る義務)
第二十一条 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員でなくなつた後においても、また同様とする。
(業務を行ない得ない事件)
第二十二条 社会保険労務士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。
一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの
三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
四 国又は地方公共団体の公務員として職務上取り扱つた事件
五 社員又は使用人である社会保険労務士として社会保険労務士法人の業務に従事していた

期間内に、その社会保険労務士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
六 社員又は使用人である社会保険労務士として社会保険労務士法人の業務に従事していた期間内に、その社会保険労務士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの
第三章中第二十三条の次に次の一条を加える。
(非社会保険労務士との提携の禁止)
第二十三条の二 社会保険労務士は、第二十六条又は第二十七条の規定に違反する者から事件のあつせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用してはならない。
第二十四条第一項中「開業社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人」を、「当該開業社会保険労務士」の下に「若しくは社会保険労務士法人」を加える。
第二十五条第二号中「開業社会保険労務士」の下に「若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士」を加え、同条第二項中「開業社会保険労務士」の下に「若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士」を加える。
第二十五条の三の次に次の一条を加える。
(懲戒事由の通知等)
第二十五条の三の二 社会保険労務士会又は連合会は、社会保険労務士会の会員について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該会員の氏名及び事業所の所在地並びにその行為又は事実を通知

してはならない。